

第九十一回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第十一号

昭和五十五年四月十六日(水曜日)
午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 谷川 和徳君
理事 石橋 一弥君
理事 深谷 隆司君
理事 木島喜兵衛君
理事 池田 克也君
理事 和田 耕作君
理事 山原健二郎君

出席政府委員

文部大臣 谷垣 專一君

出席国務大臣

大蔵省主計局次長 禰 映君

委員外の出席者

文教委員会調査室長 中嶋 米夫君

委員の異動

四月十五日

補欠選任

浦野 休興君
狩野 明男君
西田 司君
北川 石松君

同日

補欠選任

北川 石松君
狩野 明男君
浦野 休興君

同日

補欠選任

狩野 明男君
亀井 静香君

同日

補欠選任

狩野 明男君

同日

補欠選任

亀井 静香君

同日

補欠選任

狩野 明男君

同日

補欠選任

亀井 静香君

同日

補欠選任

狩野 明男君

同日

補欠選任

亀井 静香君

重度重複身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(岡田利春君紹介)(第三九六三三号)

四月十五日

四十人学級の早期実現、高校新増設の促進等に関する請願(和田耕作君紹介)(第三九八六六号)

同日

同外一件(木原実君紹介)(第四〇五三三号)

同(柴田睦夫君紹介)(第四〇五四号)

同(新村勝雄君紹介)(第四〇五五号)

同(藤原ひろ子君紹介)(第四〇五二二号)

私立学に対する公費助成の増額等に関する請願(藤原ひろ子君紹介)(第四〇五二二号)

同日

同(藤原ひろ子君紹介)(第四〇五二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

同日

同(藤原ひろ子君紹介)(第四〇五二二号)

学級編制及び教職員定数改善計画促進に関する件

同日

同(藤原ひろ子君紹介)(第四〇五二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 標準定数法の改正案が出てまいりました。第五次のこの学級編制及び教職員定数改善の計画がことしからスタートをするというところになったわけでありまして、いま教育の荒廃がそれぞれやましく言われる中で、この定数法の問題で、教育の現状を踏まえない

ら一体いまい何が一番大事な問題であるのかという観点から定数改善の問題をとらえておいていただくのであろうか。ことしの予算の中で決まっている内容というものを開きをしてまいりますと、どうもポイントがばけていてはなかならうかという感じがするわけですが、いま一番やらないといけないことは一体何であらうか、こういうことについての説明を願いたいです。これが第一点です。

○谷垣国務大臣 教育の諸問題はいろいろ問題があろうかと思いますが、やはり何と申しまして、も学生、児童生徒のそれぞれ持つております能力と申しますか、あるいは将来への期待性と申しますか、そういう能力を引き出して、それを伸ばしていく、そういうことが教育の基本であらうと思

います。その観点から考えまして、これはもう当委員会におきまして長い間の懸案としていろいろと御意見がほぼ決まっておったところでございますけれども、学級の定数を四十五人から四十人に引き下げていくというその問題が、いま申しま

す児童生徒と教師との関係をより緊密なものにして、そうしてそれぞれの生徒が持つております能力、可能性というものを引き出していく一番大きな一つの環境改善である、こういう観点からこの問題を進めていく必要がある、こういうふうに思

っておりますのでございます。

○村山(喜)委員 では、その内容について具体的に詰めてまいりたいと思いますが、ことしの定数法改正の法律が実施されることによりまして予算上本年度認められた数字を説明願います。

○諸澤政府委員 教員の定数改善の十二年計画のうち、五十五年度の増として認められたものは二千七百五十六名でございますが、その内訳は、学級編制の改善に要する分が五百六十六名、その他の定数の改善に二千二百九十名ということでございます。

ます。

○村山(喜)委員 その学級編制の改善は、減少市町村で校舎増築等の必要のない学校に限定をして一年生四十名から学年進行方式を進めていくことになるわけでありますが、実態調査の結果は五百六名ではなくて実際は六百三十七名じやございせんか。

○諸澤政府委員 これは実態調査をやりましたところ、やれる可能性の出たきた学校が五百五十六校でございますから、そこで教員としては六百三十七名の増員、こういうことになるわけでございます。

○村山(喜)委員 その程度の誤差は問題はないというところで大蔵省との間の話は詰まっていますわけですか。

○諸澤政府委員 これはあくまでも見込み数字でございます。実際に従来大蔵省と話し合ってきた基準を実施した結果として増員が出たわけでございますので、次の精算のときにこれは見てもらうということであるつもりでおるわけでございます。

○村山(喜)委員 教員定数の改善の中で教頭の代替四百五十人という説明がございましたね。これはどういふふうに配置をされる予定でございますか。

○諸澤政府委員 今回の改定で、従来十八学級以上の小中学校に各一名の教頭を配置してまいりましたのを中学校につきましては六学級以上、小学校につきましては九学級以上、小学校の六から八までの間は四校に三人、こういう配置で十二年間に教頭定数を六千二百ほど増員する予定でございますが、初年度分としていま御指摘のように四百五十を計上したわけでございます。これは教員数に比例して各県に配分をいたしまして、その配分された数の範囲内で各県が県下の小中学校の実態を見て教頭定数を配置する、こういうことになるわけでございます。

○村山(喜)委員 そこで、教頭は四百五十名。教頭の仕事というのは、学校現場の中では非常に困難な職種であることは事実であります。雑務が集中していることも事実です。学校教育法の二十八条によりまして、学校長を補佐する、事故ある場合は職務代行、それから校務を整理し、必要に応じて教育をつかさどる、こういうような職務内容でございます。

そこで、これからの定数法の内容の審議をしてまいるわけですが、校長なりあるいは教頭というものは、授業とかかわり合いというのは一体どういふふうになつていくのだろうか。私は、前に予算分科会で教頭なり校長の授業に対する問題について質問をしたことがあります。そのときの私の主張は、教頭といえは相当な経験を積んで指導的な仕事もできる、そういう教育者として円熟した人たちが教頭に任じてあるだろうと思うのです。とするならば、その持っている能力を十分に花を開かして、十分にそれを生かしていくような方法をとらなければ、事務職員の代替みたいなことで雑務係に終わつておつて、校長と二人で机に並んでおるといふような事務屋に成り下がつておるのではないだろうか、そういうことはよくないじゃないかという話をしたら、永井文部大臣は、おっしゃるとおりだといふような話をされたことがあるのですが、今度代替措置を認めていくといふことのねらいは一体何でしょうか。

というの、実際教頭に立つてすぐれた指導力を発揮して、ひとつおれが授業をやつてやるからおまえたち見に来い、こういうふうにするんだよというぐらゐの指導力がなければならぬわけですね、あるべき姿としては、それが事務職員がやるような仕事をやつたり、PTAの仕事をしたり、そういうふうななかっこの中で、教頭に立たないことを誇りとするような状態になつてしまつたのでは教育はよくならないと思ふのです。

これはもういふ前ですが、私はある小さな三学級の中学校へ参りました。その校長さんはどこへ行ったのだらうかと思つて尋ねてみたら、いや、校長はいま授業中ですよと言ひます。授業が済んでから帰つてきまして、先生、もう校長先生だけでもまだ授業をやるんですかと言つたら、いや、私も子供たちの教育をやりませんと子供たちを覚えることができません、子供たちのそれぞれの特徴をつかんでその能力を開花させてやることを考えた場合には、子供を知ることがまず第一に校長の仕事じゃないでしょうか、それが校長はもう授業はせめていから校長室に引込んでおれといふようなことになつたのじや、私はもうさびしくてしょうがありません、やはり子供の教育といふものは学校長以下全員が当たつていくという立場に立つのが本当じゃないでしょうか。

この免状に基づく教科を何時間か持たせてくれ、こういうようなことでやつていらつしやることに私は行つたことがございます。

ところが、最近学校関係を回つてみると、校長先生はどこへ行つておるのだからと思つて探すと大概校長室にいらつしやるのですが、それは校内の仕事、PTAあるいは対外的な折衝といふようなことで、教頭はどこのところかと思つて見ると、事務をやつておるのです。それがあたりまえの学校になつてしまつておる。やはり管理体制制教育といふものはこういうものだろうかといふ気がしてならないのであります。もう少し内容を豊かにする行き届いた教育ができるような方向といふものの指導性があつてしかるべきではないだろうかといふ気がしてならないのでございます。

そういうような点から、四百五十名の代替をやるなどは言ひませんが、それをやる前に、いわゆる免許外教科担当の解消の問題等に重点を振り向けるのがいま一番やらなければならぬ緊急的な課題じゃないだろうかといふ気がしてならないのであります。その校長、教頭は、学校教育法施行規則によりまして、授業をすることができるとなつておる。しかし法律は、校長は校務をつかさどるといふようなことで、所属職員を監督するが、こういうような形の中で本當の教育といふものが――子供たちの持つておる能力を開花させていくために、校長、教頭の任務といふものをこの定数改善の中において今後どういふふうに進めえながらやつていくかといふこととしていらつしやるのか、その精神をひとつお聞かせをいただきたいのです。

○諸澤政府委員 専任教頭の定数を逐次ふやしていくといふことは、四十九年の学校教育法の改正によつて教頭の職としての立場を法律の上で明らかにしたといふことに基きまして、学校の管理運営の管理面における責任者としての校長、教頭の数を確保する、こういう趣旨でございますので、引き続き今回の計画となつたわけであります。

先生御指摘の、しからば校長、教頭は授業をもつと持つべきではないかという点については私は全く先生と同じ意見でございます。これはもう常に回答の際も申し上げておることでございますが、やはり学校の運営といふのは、管理面が大事でありますと同時に教育活動そのものが中心でございますから、校長、教頭としては、管理面の責任者であると同時に教育活動の中心にならなければいかぬ。そういう意味では、自分から他の教官の模範になるような授業活動が実際にできる方であることがきわめて望ましい、こういうふうになるわけでございます。

そこで、現状を申し上げますと、小学校と中学校では教育活動の違いからして当然出てくるわけですが、小学校の教頭さんは全国平均しますと週当たり三・四時間、中学校の教頭さんは六・五時間の授業担当といふふうになつておりました、なおその担当も、学校の規模で見ますと、小学校は、たとえば五学級以下の学校ですと八時間というふうにかなりふえておりますけれども、学校規模が大きくなると減つてまいります。しかし中学校の場合は、学校規模にかかわりなしに大体六時間から七時間程度持つておるといふのが実態でございます。その辺は、学校のそれぞれの性格も異なりますし、また規模によつては管理運営の面の仕事がかなり増大しているということもありませんから一概には申せませんが、私どもは、今

いくために、校長、教頭の任務といふものをこの定数改善の中において今後どういふふうに進めえながらやつていくかといふこととしていらつしやるのか、その精神をひとつお聞かせをいただきたいのです。

○諸澤政府委員 専任教頭の定数を逐次ふやしていくといふことは、四十九年の学校教育法の改正によつて教頭の職としての立場を法律の上で明らかにしたといふことに基きまして、学校の管理運営の管理面における責任者としての校長、教頭の数を確保する、こういう趣旨でございますので、引き続き今回の計画となつたわけであります。

先生御指摘の、しからば校長、教頭は授業をもつと持つべきではないかという点については私は全く先生と同じ意見でございます。これはもう常に回答の際も申し上げておることでございますが、やはり学校の運営といふのは、管理面が大事でありますと同時に教育活動そのものが中心でございますから、校長、教頭としては、管理面の責任者であると同時に教育活動の中心にならなければいかぬ。そういう意味では、自分から他の教官の模範になるような授業活動が実際にできる方であることがきわめて望ましい、こういうふうになるわけでございます。

そこで、現状を申し上げますと、小学校と中学校では教育活動の違いからして当然出てくるわけですが、小学校の教頭さんは全国平均しますと週当たり三・四時間、中学校の教頭さんは六・五時間の授業担当といふふうになつておりました、なおその担当も、学校の規模で見ますと、小学校は、たとえば五学級以下の学校ですと八時間というふうにかなりふえておりますけれども、学校規模が大きくなると減つてまいります。しかし中学校の場合は、学校規模にかかわりなしに大体六時間から七時間程度持つておるといふのが実態でございます。その辺は、学校のそれぞれの性格も異なりますし、また規模によつては管理運営の面の仕事がかなり増大しているということもありませんから一概には申せませんが、私どもは、今

は特別活動等も入れますと二十六時間というのが基準であつたわけですけれども、今回の改定によりまして、小学校は学級規模によつて多少違いはありますが、平均して約二十四時間、それよりも、平均して二十二時間という程度から中学校の場合は、これも学級規模によつて違ひますけれども、平均して二十二時間というの

に考えおるわけでございます。

○村山(書)委員 高校は。

○諸澤政府委員 高校は平均すると、これはちよつと学級規模によつて幅がございますけれども、十四時間から十六時間ぐらい、こういうことになります。

○村山(書)委員 そこで、ゆとりの教育というものです、これは今度の教育課程の改定の目玉です。ゆとりがある、しかも充実した学校生活というのが目玉ですが、一体ゆとりというのは何だというのかと私なりに考えてみますと、教師が一人一

人の子供を見詰めて、そしてそれぞれの子供に対して、時に応じあるいは所に応じて適切な指導をする、そのことから生まれてくるものであって、本当のゆとりというのは、それを可能にする条件というものを考えてまいりますと、教師のゆとりというものがなければならぬ。教師のゆとりと

いうのは、教師一人一人の力量が充実することから生まれてくるのではないだろうか。その意味においては、文部大臣は教壇に立たれたことがないでしようからなんです、やはり授業をやっている場合にはそれなりに準備が必要です。教材研究であるとか、あるいはレベルに合わせてどうい

うふうとどれだけ進度がいつているから今度はこういうふうにするんだという一つの計画がなければならぬ。そうして授業をやって、その反省の上に立つて今度はさらに次の課程に入っていく、そういうような処理の問題がありますね。だから一時間の授業をやるためには、少なくとも前後の

活動を考えますと、その前後一時間ぐらいずつの問題を考へておかねばならない。そのほか、教材の研究だけではなく、いろいろな問題の研究も、原理的なものもやらねばならない。

のが学校の先生ですね。だから、ゆとりのある教育というのは、単に授業時数を縮めたからゆとりがあることにはならないんじゃないだろうか。やはり一人一人の教師がそれだけの力を身につけて、子供たちが持っている能力を開花させていくだけの力量というものを身につけてゆとりの原点ではなからうかと思うのでありますが、私のその考え方は文部大臣、間違いないでしょうか。

○谷垣国務大臣 間違いないと思っております。ただ、いろんな状況の問題がございますので、村山先生のおっしゃったことが一〇〇%実現できるかどうかというところにいる問題が生じておるわけでございまして、今度の定数改善におきまして、授業時数と関連した意味における教員定数については現行法のとおり考えておるわけでございまして、いわばその間接的な問題になるかと思えますけれども、やはり教員の皆さんに對しても、従来に比べると気持ちのゆとりなり、あるいは準備の時間と申しますか、そういうものが生み出されてくるのではないかと私は考えております。

○村山(喜)委員 そこで、いま週休二日制という問題がございますね。そして今度の政府の法律改正案の中にも、四週五休の法律改正案が提案をされますね。その場合における法律との関係、今度の教職員の配置定数の問題との関係はどういうふうになっているのですか。それは織り込んであるのですか、織り込んでないのですか。

○諸澤政府委員 昨午人事院から四週五休を主体とする報告がございましたけれども、今回の定員改善の計画を作成する時点ではまだ報告があつたというだけでございまして、そういう点は一切織り込んでございません。

○村山(喜)委員 大臣、あなたは閣議でこれを出すことに對して前向きに對処されたと思うのですが、この法律案が通りました実施をされるという段階になった場合には、関係としてどういふふうに對処されるつもりでございまして、いま諸澤初中局長のお話を聞きますと定数の方には一切織り

込んでないという話でございしますが、どうされま

○諸澤政府委員 ちょっとその前に、私が盛り込んでないといふ申し上げたのは、要するに四週五休の提案がございましたけれども、その具体的なやり方については、たとえば教員とか研修を主とする職場では特例的にやることも考慮するというような中身もあつて、きわめて流動的でございますから、仮に何らかの形でやるにしても、それがどういふ形でやられるかというところは全然明らかになつていないわけでございまして、そういう意味でこの問題は念頭にありまふでしたと、こういう意味でございまして、四週五休を前提にして考えないとか考えるとか、そういうことではないわけでございまして。

○谷垣国務大臣 いま諸澤局長の方からお答えをいたしましたと思ひますけれども、四週五休の制度をとります場合には、これはいろいろ議論の過程におきまして各関係部門におきまして議論はあつたわけでございしますが、人事院の方からの一つの提案案といひまして、いわゆる学校の教員とかそういうものの場合に、それじや定員をふやしていけるかというところになりますと、定員の増は考えないという行き方ですと、こういふいわば一種の枠組みができて議論になつておつたようでございますし、またそういういわば一種の枠組みの中での議論ということになりますと、四週五休を實際に学校の教育関係の場に持つてきます場合にどういふふうにしていくか。しかも、それは学校を休むとか、そういう形ではやらないんだ、開店——まあ店と言ふのが適当かどうか知りませんが、要するに開業をしておつてという、それも一つの前提になつておるようでございます。そういうことが前提にございまして、人事院の方も提案の一つといひまして、学校関係等におきましては、いわゆる児童生徒等学校が休校をいたしておきます休みの期間中の場合における先生方の処置をそこに一括するようなやり方ではやれないかというような提案をいたしておつた事実が

ございまして。そういうことも含めましてどういふふうにやつていくかというところの具体的な案を練つていく、こういうことになるであらうといひ考えておるわけでありまして。

○村山(喜)委員 お二人の話を聞いてみると、まだ全然対応の方法が検討されてないようでございます。この問題は、先ほど私が申し上げましたように教員一人当たりの授業時数というものの関係があつて、この中で研修というものをどういふふうにみずから蓄積をするために活用するかという問題との関係もあるんですね。そういうような意味においては、これはこれからの世界的な趨勢の方向でありますし、私は学校をいきなり週五日制にせよというところまでは言ひ切らないわけでございしますが、休まない形の中でどういふふうに教員の配置ができるのかというところについては、教職員のその授業の効果が適正に發揮できるように大きな課題でございまして、十分御検討を要請しておきたいと思ひます。

そこで次は、先ほどもちよつと触れました小規模校の教育改善の問題でございますが、一休学校というものと分校というものの間にはどういふ開きがあるんでしょうか。学校教育法で見ると、限りにおいては準用をするという規定になつておりますし、それぞれ適正標準規模の学校というものは何学級以下です、小学校であれば五学級以下です、中学校であれば二学級以下です、こういうふうになつておるのですが、そこにおける分校の職員構成は本校と変わらない形で考えていらっしゃるわけですか。

○諸澤政府委員 大ざっぱに申しますと、標準法のたてまは分校も一つの学校とみなして計算をする、ただ例外としていひますか、当然のことですが、校長さんを置かない、それから小学校の小規模の場合は教頭も置かない、それから養護とか事務職員、栄養職員というものは分校を含めて本校と一つと考えるというような規定がございま

して、一般の教員配置についてはいわば学級の数に応じて配分するという意味では本校と変わりがなく、こういうたてまになつております。

○村山(喜)委員 そこで、お尋ねをいたしたいのは法の第七号第一号ですが、これは今度改正をされておられません。従来は六学級以上の小学校の教員一人を乗じて得た数と中学校の教員一人を乗じて得た数との合計数、この数字は校長を想定していらつしやるんでしょうか。どうなんですか。

○諸澤政府委員 そのとおりでございまして。

○村山(喜)委員 そういたしますと、これは変わらないといふことは、五学級以下の小学校の場合は分校が望ましいのだといふ一つの見解があるんじゃないでしょうか。

○諸澤政府委員 通例の場合は五学級以下であれば分校にしていただく方が適当であらう、こういう考えでございまして。

○村山(喜)委員 私のところなどは大変離島が多いわけでございまして、過疎が進む中で人口が流出をしていくわけですが、過疎が進む中で、この前、吐噺列島の学校のことが新聞に出ておりましたが、ただいまウサギが七匹、生徒が七人、先生が七人おりますという子供の日記が出ておりました。そこは学校として認めてありますから、校長先生がおり、教頭先生がおり、受け持ちの先生がおり、そして島ですから、そこには病院もございませぬから養護の先生もおり、それから事務職員の先生もおる。七人ですからこういうふうなかつこうだろふと思うのです。もちろん複式。そういうのが現実には存在するわけですね。そうすると、標準定数法の上では五学級以下は一人前と見ていひわけですから、校長さんは置かないものとして計算をして配分をするという形をとらうとしていらつしやる。とすれば、複式の学校といふものは離島などを抱えているところでは非常に多いわけでございまして、私のところでは大体二割を超えております。そういうところの定数算定に当たっては校長さんの数は入れない。しかし校長さんを

置かぬわけにはいきませんから校長を置いたら教頭も置く。こういうようなことになつてどうもやはりまずいんじゃないか。小規模学校については改善をしましてと諸澤さんは言っておるが、中学校についてはある程度改善をしておるようですよ。ところが、小学校の場合には改善をしてい

要求はしたもののそれは腰だめに終わってしまったんじゃないかというふうな気がするのですが、そうじゃないのですか。文部大臣、あなたはそれでも小規模学校は十分よくなりましたよと言えませんか。言えないとするならば今後どういうふうに改善をしようと考えておいでですか。

○諸澤政府委員 先ほども申し上げましたように、実際に小規模小学校で今回の改善の対象としたものは六、七、八学級のところに専科教員を各一名ずつ置くようにしたという点ですから、御指摘のように五学級以下の学校については格別の配慮はいたしておりません。

ただ、ある面から見ますと、いま申しますことのほかに、小規模の学校にはほかの平地における大きな学校にないいいものもあるように私は思います。それは村山先生もよく御存じのところだと思ひますが、環境整備をいたします上における問題点としては一つの問題はあると思つております。

○村山(喜)委員 文部大臣、あなたのところはそういうところは少ないのでしようが、そんな僻地、離島を抱えておるところは大変ですよ。設置者がそこに学校を置けば校長さんを配置しなければならぬでしよう。教頭は事情によつては配置をしなくてもいいという規定がありますからなんです。しかし現実問題として教頭も全部配置して

政府委員の方からお答えをさせていただきたいと思ひます。

それから、そういうところは複式です。私は複式の経験者なんです。二年間複式の教育をやつた経験者だ。その上から見まして、今度は小学校の場合、一年生を含んだ場合十一名を十名にする。その他は二十名を十八名にするんだ。中学校は十二名を十名にします。しかし文部省が出した案は八名、十二名、八名だつたでしよう。それはどういう見地から出したのでしよう。それを六千八百二十名要求をしておつたのが二千二百一名になつた

○諸澤政府委員 言ひわけめいておかしいのですけれども、今回の定数改善の全体計画は御承知のように七万一千とおっしゃつたわけですが、これが最終的には三万八千ほどになりましたから五十分の程度になつたわけ、そういう意味で学級編制にしまして十二人を八人に要求したのに十人というふうなお話ですが、これは従来の四次の改善の経緯を見ていただかしても、ペースとしては、要求はともかくとして実質的には少しずつ前進をしておるということであり、かつ複式学級等の改善については六個学年単級から逐次二学年複式まで持ってきたわけでございますので、私の考えで言えば、先生のお話のように改善が足らぬじゃないかという御指摘はごもっともだと思

いますけれども、やはりこれは長期的に考えていかなければならぬ簡単な簡単な課題ではないかというふうに思ふわけでございます。

な、御承知のように確かに小規模の小学校は校長専任としての定数はございませんけれども、教員配置の教として定数はございせんけれども、教員等も置くようにし、実際の、たとえば一学級で二人、二学級で三人というふうなことであります。複式等は授業活動に大変骨の折れるのはわかりますけれども、ほかとのバランスを考えますと、決して条件はよくはございせんけれども、この程度でしんぼうしていただかなければならぬいのではないかとこのように思ふわけでございます。

○村山(喜)委員 それは少しも前進をしていないと言つていいのです。だけれども、これが望ましい姿だということであつた方が要求をされたのが無残にけられて、ほんのちよつぱりしか前進をしていないじゃないやありませんか。しかも複式の場合には、三学級の場合には一・五の三倍で四五ですから、そこには校長も教頭もおるといふか

○諸澤政府委員 養護学校の数は、ちよつといま資料がありませんから正確な数字ではございせんけれども、五十四年度の義務制移行のときには約六百五十校になっております。これは前年度に比べると百五十校くらいはふえてはいるはずでございます。これは当初の計画以上に学校の数は整備された、こういうことでございします。

そのほかその義務制に伴つて、たとえば就学の猶予、免除という方が五十三年度は約一万おつたのですけれども、それが三千数百、三分の一ぐらゐに減つたというふうなことがございします。

それから養護学校の在籍者の数ですけれども、これが五十三年度が四万人に対して五十四年度は五万七千人くらいということ、この時点でもかなり整備され、対象の生徒もふえてきておるといふのが実態でございします。

○村山(喜)委員 養護学校に収容をされていきますから、特殊学級は、それだけ学級数も、それから収容している子供の数も減つては、こういうことになっておられます。それは私はここに数字を持つてきておるのですが、よろしいです。

に、そんなにうまくそろわないのです。校長先生が音楽でもやれば結構でしよう、授業時数も少ないわけですから。しかし、校長さんは社会科の免許しか持つていない、こういうことでは社会科が何人か集まつて、そして国語の先生が集まつて、人事異動の面においてなかなか教科のバランスはむづかしい、これは免許法との関係もございしますけれども、そういう意味では今後問題が残つてゐるということを指摘しておきたいと思ひます。

そこで、時間の関係等がございしますから、障害児教育の問題についてお尋ねをしてまいりたいと思ひます。

これは五十四年度から養護学校が義務制になつてまいりましたので、五十四年度の学校統計と五十三年度との対比をしながら私も調べてみたいのでございします。精神薄弱者の数、特殊学級の数、養護学校の数というのはどういうふうに変化しておりますか。

五

そこで私がお尋ねをいたしたいのは、ここに「特殊教育資料」これは文部省の資料です。これをもとにして、それからここに「国会地域統計提要」というのがございます。これは五十四年度版です。この教育統計を拾い上げてみました。これは文部省が出した資料がもとになっているようですから、いずれも文部省の資料として取り上げていい数字だと思っております。

これは全国の小学校の五十二年五月一日現在の数でございますが、児童数が千六百六十二万九千二百一十一人、それに対する特殊学級の児童数は私は調べてみました。これは文部省の統計がございまして、計算をしてみますと、全国平均では〇・〇〇七〇六二という数字になります。千分の七、大体そういうような数字になります。ところが、これを各府県ごととすると調査をいたして計算をしてみましたら、秋田の場合にはこれが〇・〇一七二となっているのです。これは大変な倍率ですね。それから福島が〇・〇一九三となっているのです。全国平均は〇・〇〇七七なんです。それに對して石川の場合には〇・〇〇三七で、これは全国平均の半分程度ですね。

中学校も同じです。中学校は千分の八・五になります。〇・〇〇八五、それに対して福島が一番高く〇・〇二〇です。二・三五倍ですね。それから石川が一番低く〇・〇〇五七と成っております。これは六七％程度です。私は統計は誤差がないと思っております。

そこで、そういう特殊学級を設置する場合に、教育的な観点から校長が判断をしていかなければならないというのが第一点、それから教員の配置の上からの制約がありますから、設置者は県の教育委員会の許可を受ける、こういうことで数字が決まってきたのだらうと思っております。そこで、そういうようなアンバランスがあることは御承知でございますか。いかがですか。

○諸澤政府委員 御指摘のように、文部省の資料を見ましてもそういうふうになっておりますから、承知いたしておるわけでございます。

○村山(書)委員 そういたしますと、指導と助言というのがございまして、これは現在まで発動されたことはございませんね。

○諸澤政府委員 この件に關して特にしたことはございません。

○村山(書)委員 そこで、これは統計ですが、東北の人は特殊学級に入る子供が非常に多くて、石川は特殊学級に入る子供は全国の半分以下という現象は、一体どういふところからくるのでしょうか。私は、そのことを考えていろいろ検討してみると、このことは定数との関係の問題があるのじやないだらうかという疑いを持ったのです。同時に、それを今度文部省が措置要求なり指導助言で訂正をさせるということになると、学校教育との関係の教育上の配慮、教育的観点からの校長の判断というものの介入することにもなりますので、余り好ましいことではないと思っております。この問題は、教育を受ける権利としての子供の持っている学習権、それから親が持っている民法八百二十条の親権を行う者は子供の監護及び教育をする権利を有するといふ問題との絡み合いの中できわめて重要な問題ではなからうか、こう私は考えたんです。

そこで、無理して特殊学級をつくって定数を確保するといふようなことはしていらつしやらないと思ふのだけれども、その特殊学級に入れる子供を——ここに通達がございまして、一番新しいのをくれば言つてももらったのですからこれが新しいだろうと思ふのですが、諸澤さんの名前で「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」という通達が出ておりますね。これによりまして、いろいろ知恵おくれの子供がどういふところで学習、履修をするのかという分類が出ておりますが、特殊学級にはIQで五〇から七五ぐらいの子供を入れないと書いてありますね。これはなかなかIQの心理学的な科学的な形をとっているけれども、ドリルによりまして上下に動いていくんですね。三〇ぐらいは動くというデータ等も出ておりますから余り客観性のあるものでもない。

い。それから養護学校ができたけれども、地域的なアンバランスがありますから、養護学校まで子供をやるようなところはないところは普通の学校に入れてくれといふことで、そこで教育を受けるわけですね。ところが、特殊学級のあるところは大概大きな学校ですね。統計的に見てみても、複式のあるところには特殊学級はないようなんです。そこで私は、小規模学校に行きましてそういうような該当の子供はいないのかと先生方に聞いてみたら、おります、しかしそれはふもとの大きな学校の特殊学級に入れるほどのことはなくて自分たちのところをやっておりますという話でございまして。

特殊教育を重視するといふことは非常に結構なことなんです。一つは、養護学校が五十四年度から義務制化されたのだから、五十三年度の数字で私がどうのこうのと言ふことも統計上の誤差があるとは思ふのですが、そういう特殊教育といふものを子供の学習権との問題で一体どの程度検討していらつしやるのだろうか。親は普通学級に入れたくないといふ切なる要望がある。子供たちも、あの子供は少し知恵がおくれであるけれども、一緒に社会の構成員として一つの学級のクラスメートとして位置づけながらお互いにカバールし合ひながらそれぞれの教育を受けていく、こういうような条件をつくれた方が教育的だといふ考え方もあるのです。もうどうにもこうにもならないから基礎学力をつけるため、基礎的な生活態度を身につけるために特殊学級に入れていく。そのときに、特殊学級に入ったら学年途中で定数等の関係がありますから異動はできない、一遍入った小学校の一年生から六年生までずっと特殊学級において卒業をしていくのか、途中で訓練の仕方によつてIQが変わるという事になれば、これは普通学級に編入してもいいじやないかといふことになつて普通学級に編入できるのか。それから中学校に進学をした場合には、やはり特殊学級を出たのだから特殊学級に入るのか、こういう問題がございまして。

そこで、何が子供にとっての教育かといふ問題については、子供が能力に応じて受ける学習権、それから親がよりましな教育を受けさせてもらいたいといふ公教育に対する期待権、それから教師の教育の評価権といふもの、教育をする権利、学校長が教育的な総合的な判断をする権利、こういうものがミックスされた形で表現されておるのはなからうかと私は思ふのです。そのときに、いまのこういうような分類でIQが二〇から二五ぐらいの者は訪問教育をするとか、その他のそういうような施設に入れてそこで教育をするとか、二五から五〇ぐらいの者は養護学校に入れるとか、一応の分類がしてございまして。もちろんこのとおりきちつとということをやつていらつしやらないとは思ふのですが、そこら辺は一体どういふふうに考へていったらいいのだろうかといふことで非常に悩みが深いなと思つておるところなんです。定数の改善も、今度は訪問教育の場合は子供五人に一人が三人に一人になります。そしてまた特殊学級の場合にも定数改善が行われることになつておりますね。それはそれなりに結構でございますが、これを今後どういふふうに進めていくかとしていらつしやるのか、そこら辺が問題があるなと思ひましたので御意見をいただきました。

○諸澤政府委員 児童生徒の心身の障害の程度に応じて普通学級、特殊学級、養護学校というふうに分かれるわけでございますが、御指摘の通知はその一応の目安を連絡したものでございまして、実際の運営としてかなり障害の重い人が養護学校へ行かれる、この場合には、親の希望その他で普通学級へ行きたいとおっしゃつても、やはり養護学校へ行くと客観的にいいのじやないかといふことで比較的考えが整理しやすいわけでございますけれども、御指摘のように一つの学校の中で普通学級で勉強するが特殊学級であるかといふ場合には、ボーダーラインにあるような子供が相当おると思ふわけでございます。そういう意味で、先生御指摘の県によつて特殊学級在学児童数の比率がかなり違ひがあるといふような実態も、学校

の方針あるいは県の考え方というものが多少反映してあるかと思うのでございます。

そこで、全国にあります特殊学級のうち、たしか七、八割は精進だと思ふのです。そこで、精進の程度がこれまたIQだけでは実処理できない面もあったりしまして、個々の学校について考えますと、おっしゃるやうにどっちへ配置した方がよろしいかという問題になるやうな子供もあるかと思うので、それは学校の判断に任せておるわけでございます。

ただ、私もが考えますのは、先生御指摘のやうに、一遍特殊学級へ入ったならば卒業まで特殊学級だ、そういうことは決してあつてはならないことであり、子供の知能の発達に程度に応じて、もう普通学級へ行つたらいいというやうな判断があれば当然普通学級へ回してやるべきではないかというふうに考えるわけであります。しかし、その点は実態を考えますと、たとえば昭和五十三年度中に普通学級と養護学校との子供の交流、これはいま正確な数字を持っておりませんが、年間を通じまして三、四千人は普通学級から養護学校へ行き、逆に養護学校からも、これは病弱病弱なんかが多いんだと思ひますが普通学級へ行くというやうな措置をとつておりますから、これはおっしゃるやうにこの段階の子供の教育としては当然そういう配慮をしながらやつていただくことが必要だろつと私は思ふのです。

そういう意味では、せつかく特殊学級を定数をもらつてつづつたんだ、そのアッパは三年以上の学級ならば十二人だといへば十二人までは入れるんだ、そういう機械的な判断だけはやめてもらいたいと思つてゐるわけで、またそういう指導は今後もしたいというふうに考へておるわけで、それ以上どういうやうな場合に特殊学級をつくるかというやうなことは学校なり教育委員会の判断に任せて必要な措置をとつていただくというふうに考へておるわけでございます。

○村山(喜)委員 そうすると、特殊学級から普通学級に年間どの程度かわつてゐるのですか、いま

普通学級から養護学校に、養護学校から普通学級にかつた数は説明がございましたが。

○諸澤政府委員 これは最近の調査がございませんでわかつてませんけれども、先ほどの養護学校と普通学級との交流から考へましても、ある程度のことはやつてもらつてゐるのじやないかというふうに思つておるわけでございます。

○村山(喜)委員 すべての子供を賢く健康に育てる、一人一人の子供の肉体的な可能性を引き出しながら、それを多様に発達させる、こういうことの中から子供の持つてゐる能力を多面的な目で見ながらそれを引き出していくわけですから、固定して、この子供は知恵おくれだから特殊学級にほうり込め、ほうり込んだら小学校の六年間は特殊学級の方から出てこない。もちろん教育課程が違ふのですから教える中身が違ふことになりまして、それは今度は普通学級に入れたら授業内容が違ふのですからついてこれないだらう、学年が発達すればするほど開きが大きくなる、こういうことで現場としては一遍入れ込んでしまつたらなかなか異動させない、定数の上においても特殊学級を一学級確保しておきたいという学校側のねらいがあるとするならばその異動が余りないのじやなからうかという気がするのですが、異動が自由に行われて本当にその子供にふさわしい教育が行われてゐるというのを文部省としては断言できますか。

○諸澤政府委員 いま申し上げましたやうに統計資料がございせんからつきりしたことは申し上げられないのです。ただ、たとえば特殊学級の運営自体についても、これはある先生からお聞きした話ですけれども、特殊学級だけに低学年の場合合固定してしまわぬ、そして音楽とか体育とかほかの子供と一緒にやれるやうなもの、そのうちの学級へ行ってやらせるやうなものはそのうちいますというお話も聞いたことがありますから、それぞれの学校なり校長さんがそういう気持ちになつてやつていただければいいことなのであつて、これからはそういう点はわれわれも各教育委

員会等にできるだけ助言してまいりたいと思ひますが、そういう方向で進めたいと思つてゐるわけ

です。

○村山(喜)委員 よくわかりました。普通児の場合には、幼稚園なり保育園なりで入学するまでの間に一つの集団的な生活を経験をし、あるいは基礎的な生活態度ができて上がつて小学校に入つてきます。ところが障害を持つてゐる子供は、それまではそういうところに行つてない。そして小学校にいきなり入るわけですから、まずそこから始めなければならぬ。ですから障害児教育は基礎教育から出発をして、その土台の上に教科教育というものをやつていくのが基本でなければならぬ。私は思ふのです。そういう意味では、障害の程度が回復をされていく中で教育的な観点から流動性を考へたものが望ましいのであつて、固定的に教育の袋小路の中に押し込むのは間違ひだといふ初

中局長の指導の方針は、各学校に至るまで行き渡つてゐるのでしょうか。何かそれについての通達はお出しになつてゐるのですか。

○諸澤政府委員 格別の通達は出しておりませんが、私が直接そういう考へを申し上げてゐるのは、各県の指導担当課長会議の際に機会があれば申し上げておるといふことでございます。

なお、いま幼児期からの障害者教育の話が出まして、従来は確かに障害のある子供さんはほかの子供と違つて集団教育の場合小学校へいきなり来るというところなのですが、最近普通の幼稚園も軽度の障害者が志願して来る場合が相当多いのでございます。そうすると、率直に言つて、いまの幼稚園は国公立を通じてそうした障害のある幼児にどういふふうに対応するか、その点が必ずしも十分でない点がございまして、これからの義務教育段階の前に、やはり幼稚園教育の場合における軽度の障害者をどういふふうに集団教育の中であらうかといふことが一つの課題だらうと思ふのでございまして、そういう意味で、いま文部省では幼児期における障害者教育のあり方というやうなものを専門家にお願ひして研究会

をやつておる、こういうやうな現状でござい

ます。

○村山(喜)委員 その点については文部大臣、非常に教も多い状況でございまして、せつかく養護学校が義務制化されたのですから、障害を持つてゐる子供たちの教育がより十分な教育的な配慮の中で行われるやうに、特に今後就学期前の幼児教育の問題はまだ十分な状況でないやうでござい

ますから御配慮願ひしたいと思います。

そこで、障害児学校の高等部教諭の配当基準は前は十二時間、今改正されてゐましたかね。

○諸澤政府委員 ちよつといふ資料がありませんけれども、たしか障害者の学校の教員配置は、小中高に対応して配置する。ただ、養護訓練とか特殊な職業指導とか、こういう面での加配をするというやうな関係で従来もやつてきたかと思ひま

す。

○村山(喜)委員 私は障害児学校の高等部は、授業時数は改正されてないと思つてゐるのです。配置基準ですね。そういうやうな意味では、この点についても検討を願ひたいと思ふのです。特に四十人学級を高等学校の場合には採用しなかつた。それは理屈はいろいろ聞きました。事実上四十人学級というものが実現をする可能性は九〇年代に延びてしまつたという感じがしてなりません。習熟度別の授業をやることのみは加配をするのだ。そこでいま現実になつてゐるのは英語と数学が多いわけでございまして、クラスを解体して進

度別に分けるとか、あるいはクラスは解体しないけれども、二つに分けた形で共通科目としては七割くらい教えて、進度別に進んでゐる者とおくれ

が行われることになった場合には、二クラスあったらそれを三クラスに分けて教えるとか、そういうところは英語の先生が一人足りないから一人ふやしましょうという形を考えていらっしやるのか、どういふふうなタイプの授業形態になるのであるのか。この前質問を聞いておりましたら、研究指定校を設けてそれぞれやっていて、六月には何か発表があるやに聞いたのですが、これはどういう形に持っていくかによりまして、学校運営の中で非常にうまくいかない場合とよくいく場合と二つの面がある問題だと私は思うのです。そういう点から今後の方針をお聞かせいただきたい。

それから、これは私は前もってちょっと調べてみたのですが、高校中退者の数です。なぜ中退をしていったんだらうかという原因別の調査というのは、学校の基本調査の中にはございませんね。それは一体どういうわけなんだろう。というのは、入学をしてもついていけないために退学をしていくというふうな子供が案外に多いんじゃないだろうかというところが高等学校教育の中で最近問題として取り上げられておるわけですが、こちら辺との関係で、統計的にどういふふうに出ているのか。そこから習熟度別という問題が出てきたのであろうか、それともエリートを抑ばしていくためにやろうというところで習熟度別の加配を考えてきたのか、そこら辺のねらいをもっと明確にしたい。

○諸藩政府委員 習熟度別を考えました基本は、今回の学習指導要領の改定の考え方と共通するわけでございますが、現在の高等学校のたとえば普通科をとりましますと、共通必修と言われる科目の単位数が四十数単位あるわけですね。たとえば数学ですと、数学一般ないし数学Ⅰというのが六単位とか、理科も六単位というふうなことで、これは従来の実績から見ましてもかなり程度高いし内容も多過ぎる。それに対して、高校の進学率が九四%ということは、実際問題としてなかなかし得る子供ばかりではないという実態がございまして、まずその共通必修の単位数を減らしたわ

けです。今回は四単位に減らして、しかもその四単位の履修方法についても、従来は一単位というのとは毎週一時間と一年間という原則ですけれども、それにこだわらなくてもいい、要するにその四単位の中身を六単位の時間をかけてもいいんですよ、それからもう一つ極端な場合は、どうしても四単位の中身を消化できないという場合は二単位に減らすこともできるというふうな弾力化を一方で図ったわけでございますが、しかしそれと同時に、それを履修する方法についてはやはり工夫を加えないとなかなかこれは完全に履修させることはむずかしいというところにはいまの習熟度の発想があるわけでありまして、したがって、その習熟度のやり方は、たとえば一学年三学期編制の高校であれば子供の定数が四十五人ですと百三十五人になります、それを習熟の程度に応じて四つぐらいのグループに分ける。そうすればグループよけいになりますから、数学Ⅰなら数学Ⅰを勉強させるといふ場合に、現在は一学年で毎週六時間やるといふのが通常ですと、六時間分だけ数学で一学年で授業時数がふえる。したがって、それを三年間いんなら面ですとすれば十八時間だといふような計算が基礎にあつて、そういう学校に一人増員をしますというところでありますから、単にこちらは進学コース、こちらは就職コースといふような、ホームルームを分けて教育するような場合はそれに該当しないから、したがって私どもは、そういうものは増員の対象には考えていないというのがいまの考え方でございます。

それから、高校中退者につきましても、これは中退者かどうかという確証もないわけですから、これは文部省の統計によりまして、一年から二年、二年から三年に上がつていく子供の数というのが、前学年に比して毎年一・六、七%ぐらい落ちているのです。ですから、三年間で言えばそれが五%ぐらいいなるといふことなんで、これが全部中退者があるいは落第者なのか、その辺はわかりませんけれども、さつき申しましたように、現在の高校の教育実態から見ますと、たとえば二、

三年前に鳥山工業高校一校で百人も落第生が出て退学させたというような例もありますから、率直に言つて、厳密な修得主義をとって単に履修したという教室へ出てきて一年間いたというだけじゃ進級させないというふうなことをすれば、ドロップアウトする者はとてもそんな程度では済まない、二割か三割行くのじゃないかというふうにも思うわけですが、そういうことまでやっていると学校はほとんどございせんから、そういう意味で考えますと、やはりついていけない学校を去るといふ子供も相当数あるのではないかと推測は十分成り立つのではないかとこのように思つておるわけでございます。

○村山(喜)委員 私は、高等学校でこの習熟度別の授業をやるところに教員の加配をやるといふのも一つの方法であるとは思ふのですが、もう少し統計的に何名入った、そして原級とめ置きですと、落第生ですね、それは三年間にこれだけになって卒業はこういふふうになった、その理由は一体どういふ理由かというふうなことを等々調べて、それに対応してこういふような措置をやるんだという、もう少しきめ細かい対応策をとらなければならぬのじゃないかと思ふのです。それで、週当たりの授業時数というものは固定させておいて加配だけで、しかもそういうふうなものを採用するところだけやりますというところだけ高等学校の今日の教育がうまくいくかどうか。それをやらなくとも人間は増配をしませんよというところになるのですか。そうなる

と、普通高校が中心になっていきますね。そして教科としては英語と数学ということにほとんどなるといふから、そういうふうなことから見まして、現在の学級定員を小中学校の方は改善をして、高等学校の方は後回しということでお茶を濁しているような感じがするのです。文部大臣、いかがですか、そういう感じはしませんか。

○谷垣国務大臣 確かに義務教育の段階ではないわけでありまして、高校の教育をどういふふうに考えていくかというところは、私はいまの教育の関

係の中で非常に大きな問題のところだと考えております。いろんな御意見も出ておるわけでございしますが、そういうふうな考へておるわけでありまして、ただ、一度にそれをいたしますだけのまだ成熟したものができておりませんので、これは先生方の御意見も十分伺いながら今後検討をさせていただきますと思つております。ただ、指導要領その他の改定につきましては、こういう習熟度というふうな方法を出しましたのも、これも突然のことではないのでありまして、高校教育の現状の中にこういう問題が大きく存在をしておる、それに対しての試行的な試みもすでにかなり進んでおるという状況から、こういう問題が出てきたわけでございます。高校問題が単に習熟度別学級編成ですべて事足れりとするようなものでないことはもう十分承知しながら、まずこういう問題についてのいい成果が出るような努力をひとつみんないていく必要があるのじゃないか、こういう考え方でありま

す。村山先生のおっしゃつていらっしゃる、今後高校教育の問題につきましても鋭意検討を進めなければならぬことは十分承知をいたしておるところであります。

○村山(喜)委員 もう時間がなくなりましたから、事務職員、養護教諭の全校配置の問題については触れる余裕がございせんが、どんな小さな規模の学校でも子供の体の問題を考へてまいりますと、やはり養護の先生に専門的な教員としての仕事をやってもらわなければならない、そういう状況にあると思ふのです。それで、ただし書きを早く削るようにならなければならない状況の中に現在の教育はあるのじゃないだろうかという感じがいたします。そういうふうな意味では、去年の発足のときには、五十四年の場合には養護の先生の場合六百人、事務職員の場合でも六百五十五人というところで、全体計画が少なからず四百五十というふうな感じがいたします。特に教頭が事務職員

のやるような仕事をやっておったんじや日本の教育はよくならぬと思ひますので、やはり学校というものを一つの管理社会みたいに考えないで、それぞれの機能を果たせるような形の中で今後の運用を十分にやっていたらどうしようかと思ひます。質問を終わりたいと思ひますが、最後に文部大臣、十二年というのは余りにも長過ぎますから、あなたが在任中に——私が触れましたそういうような僻地、過疎地域の教育については、今度議員立法でございしますが満場一致で過疎立法が制定をされたわけですね。その中に、そういう小規模学校の教育については特別ななをしなければならぬという規定が入っていることは大臣も御承知だと思ひます。そういうような意味において、もっと前向きな対策を——これは総員一致で衆参を通過した新過疎法の中に規定づけられているわけでございますから、この定数法のやりとりを文部省と大蔵省がやる段階ではなかった新しい事項が規定されたわけですから、それを踏まえて、国会の意思というものを踏まえながら処理を願ひたいと思ひますが、大臣の御所見を承りまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 過疎地域におきまます教育の問題は、過疎地域の住民にとりましては非常に大きな問題でございますし、むしろ心の支えをどうするかというふうな問題まで含んでおる問題であらうと考えております。私たち教育の關係からいたしまして十分配慮を払っていかねければならぬ問題だと考えております。

○村山(憲)委員 終わります。

○谷川委員 高橋繁君。

○高橋(繁)委員 若干確認をしておきたいことがありますので、わずかな時間でありまますが質問いたします。

九年計画では生徒指導担当というのがありました、十二年計画ではそれが見当たらないのですが、それをなくした理由なり根拠なりを説明してください。

○諸澤政府委員 七万一千人の要求の中には確かに

に中学校の生徒指導主事を三千百名増員するという計画になっておりましたが、先ほど来議論がありましたように要求の五十数%程度に切られましたので、生徒指導主事の増員の余地がなかったというところでございます。

どういふ判断でこの要求を落としたかということなんですが、もちろん要求したからには全部われわれとしてはやりたかったわけでございますが、ただ、生徒指導主事について言いますと、現在十八学級以上の学校にだけ置いてあるわけで、これをそれ以下の学校に置くということは、できればそれが望ましいわけでございますけれども、現段階では、そういう小規模というか、大規模以外の学校は専任の生徒指導主事を置かないで担当の先生方がそれぞれ協力してやっていたらいい、ある程度の成果も上げておるといふ実態もございしますので、今回は従来のそういうやり方で中規模校以下はやっていたらどうか、こういうことで要求をおろしたわけでございます。

○高橋(繁)委員 文部省としてはやりたかったが、それは財政的な理由でおろした、こういうふうに理解してよろしいですね。

それから、司書教諭について、従来国会でもいろいろな経過がございました。文部省として、今度の計画の中にはありませんけれども、将来この司書教諭についてどういふ考え方をされるのか、この辺を少し確認をしておきたいので質問をいたします。

○諸澤政府委員 司書教諭は、現在の学校図書館法の規定に「教諭をもつて充てる。」要するに教諭の補職なんですね。それですから、今回も格別そのための増員ということはおきておりませんし、今後もしそういう意味では、現在おられます先生の中で司書教諭の補職をやるように、これはたしか昭和五十年、もっと前ですがね、通達を出したことがあるのですけれども、実態はなかなか促進されていないということでございますので、今後その促進方について努力をしていきたい、かように思ひます。

○高橋(繁)委員 今後促進をしたいという考えですね。

そこで、きょう採決をされる予定になっておりますので、この前も質問いたしました、この適正規模四十人学級については教育的な根拠というものは余りはっきりしていないというところは、この前申し上げたとおりであります。したがって、この四十人学級について実験校をつくってやるというところは提案しましたが、なかなかむずかしい。将来向こう三年ぐらいいの間で、この四十人学級について現場の校長や教員の意見も聞いたり、あるいは市町村教委のいろいろな意見もあると私は思ひますが、この経過については、これから市町村教委でいろいろな知恵を出して、若干の学区の変更によつて財政に負担なくできる場合も出てきましようし、また児童の奪い合いがこの学区の編成に混乱を来す場合もあるかと思ひます。そういうものを含めて今後研究調査をして、一応文部省としての四十人学級についての教育的な根拠あるいは適正規模についての配慮あるいは基準というものについて今後研究調査を進める意図があると思います。もう一度これは確認をしておきたいと思ひます。

○諸澤政府委員 四十人学級の実施上の問題あるいはさらに今後将来どういふふうなこの問題を考へていくかというふうな点につきましては、当然のことではありますが今後さらに検討していかねければならぬ問題でございます。どういふ方法でどういふふうに検討するかというところは少し考えさせていただきたいと思つておるわけでございます。

○高橋(繁)委員 研究調査を進めることはいたしますね。

大臣。この十二年という長期にわたる計画は長過ぎると思ひませんか。

○谷垣国務大臣 いろいろ御議論の出るところであらうかと思ひますが、私は十二年というのは適当な期間ではないかと実は思つております。

○高橋(繁)委員 最初九年計画だったでしょ

う。九年が大臣としては適当であるという判断の上に立つて大蔵省と折衝したんじやないですか。それじゃ十二年が適当であるということはいふなと思ひますが、いかがですか。

○谷垣国務大臣 御指摘のとおり、私たちが財政当局と折衝いたしますその過程におきまして、文部省の原案といたしまして九年という提案をいたして交渉をしたことは事実でございます。交渉の結果あるいは交渉の過程におきましていろいろ問題がございました。とにかく非常な財政状況でございますし、いろいろな問題があります中ではまず充足をさせるということが今日の文教行政の流れの中で大切である、こういう判断をいたしましたわけでございます。そういう意味から申しまして、当初の案が若干延びてまいりましたことが結果として出てまいりました。どちらでやっていくかという判断は、そのほかの状況もございしますけれども、それを一番大きな判定といたしまして、現在の状況から見ても十二年ということに政府としての意思を決定してお願ひをいたしたわけでございます。

○高橋(繁)委員 これも結局財政に屈服したといひますが、財政の状況によつて十二年にしたというふうに理解してよろしいですか。

○谷垣国務大臣 どうも屈服という言葉が必ずしも適切な表現であるというふうには私はちよつと理解してないわけでございますが、大蔵大臣が予算委員会にのときに申しました芸術的作品であるということもどうかと思ひます。しかし、今日の状況から考えまして、もちろん財政の非常に窮乏した状況が大きな理由の一つであることは否定できませんけれども、それ以外に、たとえば生徒数の増減等の大きな趨勢をどうするか、いろいろなそういう問題がやはり考えられるわけでございますし、そういう状況の中で文教行政の筋を通していく、それから見ますと財政当局があるいは屈服したのかもしれないわけでありまが、屈服という表現はいささかどうかと思ひますが、その結果としてこういう原案をお願いをいたした、

こういうことでございます。

なお、大変恐縮でございますが、四党の間でいろいろの御協議がありましたことも承っておりますので、政府といたしましては、この状況の過程をずっと経ました後でその時期において検討すべきものと考えております。

○高橋(繁)委員 九年がいか十二年がいかという前に、文部省としてはいろいろな意見をまとめて一応九年というものをつくったわけですが、今後の児童生徒の増というものを考えて、十二年というものを考えるのも生徒の増が原因であるということは言えないと思うのです。九年ができたので、その九年を実現するために努力してきたと思うんです。大蔵省との段階の過程で十二年になったということははっきりしておるわけで、財政に屈服したということが入らないようでございますが、いわゆる財政の影響によって九年が挫折して十二年になった、こう私たちは判断をいたします。

そこで、予算修正に当たって四党間の申し合わせ、実質修正の中で三年後の見直しということを確約いたしました。わが党も、十二年では期間が長過ぎるのだから当然でありますし、本会議でも九年にするというのを提案もいたしました。十二年という長い間に経済あるいは社会のテンポというものには私はきわめて早く進むと思うし、そういう点からいっても四十人学級が長年の懸案であった、あるいは文部省としても一応これが実現の緒についたという事は確かでありまして、財政当局の意見が強く十二年になった。この期間というものは余りにも長過ぎる。改善増も十二万人から八万人に減少した。着手の緒についたことについては一応評価をいたしますが、今後政令等で毎年定めるということからして地方教育委員会にもいろいろ混乱をさしてはならないし、私たちは三年後の見直しということについて意見を持っておりませんが、三年後の見直しというのは昭和五十八年の予算編成の段階と考えてよろしいですね、文部大臣。

○谷垣国務大臣 そういうふうに考えております。

○高橋(繁)委員 いろいろいままで問題になりましたように、養護教諭あるいは事務職員等を初め諸教員を含めまして教職員の改善増あるいは年数について今後三年後に財政的な面からも前向きに検討するということをこの前申し上げましたが、わが党といたしましては、この三年後の見直しを強く、こういう観点に立って見直す、この前の大臣の意見では、三年後のことはこでなかなかはっきり言えないと言っておりましたが、もう一度そういう前提の上に立って三年後の見直しをする考えがあるか、大臣の見解をただして質問を終わりたいと思います。

○谷垣国務大臣 お言葉の中にありましたように、大変に変化があることが今後見通される、そういう予想があるわけでありましてけれども、どんな変化であるかということについてはいまこで申し上げることはなかなかむずかしいことだと思っております。ただ、先ほど来先生がおっしゃっておりますようなことは、恐らく文教行政を担当しております者は十分頭の中に入れて考えていかなければならぬ諸点を言っておられると私も心得をいたしております。その三年の後の時期におきまして十分にそれらのことも考えて文教行政の上に誤りのない決断をしなければならぬ、こういうふうに思っております。

○高橋(繁)委員 三年後の見直しをいま申し上げたとおり強く要求しまして、質問を終わります。

○谷川委員 午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後一時一分開議

○谷川委員 休憩前に引き続き会議を開きます。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に

ついて質疑を続行いたします。藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 この法案では、学級編制、教職員の定数については、昭和十六年の三月末日までの間は、児童生徒の数の推移及び学校施設の整備状況を考慮し、標準に漸次近づけるというふうにありますけれども、これでいくと人口急増地域はいつから着手され、いつ完了することになるのか、もう一度明確に御答弁願いたい。

○諸澤政府委員 先般来お話がありましたように、五十五年度からは、人口が逐次減る市町村で、しかも学校施設に余裕のある場合には小学校一年からやる。それじゃ残りの人口急増地域を含めてあとはどうするかということにつきましては、いまの私どもの一つのめどとしては、それらの残りの小学校は五十八年度から逐次学年進行でやっていきたい。そして中学校の方は、いまの人口減少市町村については六十四年度から、その他の市町村については六十四年度からというふうなことを一つのめどとして持つておるわけでございます。

○藤田(ス)委員 私は、適正な学級規模と適正な学校規模というのは学校条件の基本であるというふうにお考えなす。その点についてはどういうふうにお考えなのか。同時に、この際適正な学校規模というものはどういうふうにお考えなのか、お答え願いたいと思っております。

○諸澤政府委員 学級規模については現在のとこ四十人というふうにお考えおるわけでありまして、学校の規模につきましては、学校教育法施行規則の十七条に「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、土地の状況その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」これを中学校も準用しておりますから、原則的には十二から十八の学級規模というのを適正規模というふうにお考えのわけでありまして、今日のわが国の地域の実情を見ますと、必ずしもそういうふうにはまいらない場合もありますので、特例的な規定がここに設けられている、こういう実態でございます。

○藤田(ス)委員 もう一つ抜けております。適正な学級規模と学校規模は学校教育の基本であると考えるが、その点についてはどうなんですかとお尋ねいたしました。

○諸澤政府委員 基本という意味でありますけれども、いま申し上げたような四十人学級なり、あるいは十二から十八というのは標準的な規模というふうにお考えますから、そういう意味ではその線に近いことが望ましいというふうにお考えのわけでございます。

○藤田(ス)委員 現実には過大校はふえておりますね。そうですね。

○諸澤政府委員 これは五十四年度の調査がいまあるだけで過年度との比較がございませぬけれども、私が聞いていたのは、やっぱり大都市などとはかなり子供がふえても新設学校がでかきないという意味で過大校がさらに規模が大きくなるという実態があるように認識しております。

○藤田(ス)委員 その点に対して文部省は一体どういうふうな指導されておられるのか、これはどうですか。

○諸澤政府委員 これは実際問題として統計で見ると五十五学級以上の小学校などというのもあるわけで、これは学校の運営上からも管理上からも私は望ましくないと思うのです。ただ、指導しているかと言われますと、実際問題としてこういう学校はそれじゃ分離する場合に校地をどこに求めるかというふうなことからして問題がありますから、簡単に解決できる問題ではない。したがって、一般的な形で、先ほど来の省令の標準的なあり方というふうなことから推して、各府県の教育委員会等を通じてできるだけ適正規模の学校が確保できるように努力をしてみたい、こういうことでもあります。

○藤田(ス)委員 私は、この過大校の問題の責任は文部省にあるというふうに思わざるを得ないわけですが、それはかつてこの委員会でも指摘されておりますが、義務教育諸学校施設費国庫負担法の制定に際して、そこには統合の規定はあるけれども分離の規定がないという指摘も厳しくされてい

ました。その当時文部大臣は、それについては検討するといふに御答弁があったわけですが、この点については検討されているのでしょうか。

○三角政府委員 当時の御指摘は義務教育施設国庫負担法の関係でございますので、要するに、義務教育に関する施設についてどのような財政措置を保障するか、そういう観点からの問題でもあったかといふふうに記憶いたしております。

そういうことで私も検討させていただいたのでございますが、分離新設に対する一つの国からの助成といたしましては、これはやっぱり分離に限らず教室不足を解消するという観点から新増設を行う場合があるわけですが、それと全く同様の補助を行っておりますし、それから補助に際しましては、義務教育諸学校施設費国庫負担法に規定されておりますいわゆる特例措置というものを活用することによりまして、市町村の計画なり要請なりに十分に対応してまいっておるところでございます。いま、検討はいたしたけれども、義務教育諸学校施設費国庫負担法をいま改正する必要はないといふような結論を得た次第でございます。

○藤田(ス)委員 実際に現状について少しお話をしたいと思うのです。私は全国でも有数のマンモス校を抱える堺に住んでおります。大阪全体で見ましても、文部省の言われる適正規模十八クラスじゃなしに二十五クラス以上でとりましても五八%です。三十五クラス以上になりましたら一五%。ところが、これを生徒の数で見ましたら二五%以上の子供がその対象になっているわけなんです。中学校で言いましたら、二十五クラス以上が四九%、三十五クラス以上が一二%で、生徒数で言いましたらこれも五分の一に相当する子供がそういうマンモス校に通っているという状況になっております。

私は、この質問を行うについて、実際に子供たち、お母さん、それから教師に直接生の声を聞いてみました。一体どういう状態になっているかというのを御承知でしょうか。大体堺のようにも

う学校規模が四十クラス以上というところでは、たとえば理科の実験室と家庭科の実験室を共同で使っているわけなんです。したがって、理科の実験の時間に家庭科に使われている場合は、薬品を持ってそれぞれの教室でやらなければならない。危険な問題が起らないのが不思議だといふふうになつてくるのです。それから朝礼のときなど一クラスを二列で並べて朝礼をするわけなんです。運動場にぎっしりなわけなんです。後ろの方で子供たちが騒いでいても、先生が注意に行く間に朝礼が終わつてしまふという笑い話にもならないようなことがあるのです。運動会が全くできません。だから親は二階、三階から見物をするというありさまになつています。もちろん遊ぶことが自由にできないわけなんです。何学年か分担任をして遊ぶこともありません。子供がふえ続けている学校では、子供の事故は絶え間なく起こっているのです。一たん増加が安定してきましてマンモス校になってしまふと、今度は子供が不思議に事故を起こさないのです。それはなぜかという動かないからなんです。子供が受け身の形になって、そして遊ぶことを知らなくなるといふ問題が起っています。もちろん地域との運動会などを通じて連携し合うという機会も失いますし、教師と子供の間が大変疎遠になつてしまつて全く名前と顔が一致しない。それから校区を歩いていても、一体それが自分の学校の先生なのか児童なのか、その区別が全くつかなくなつてくる。

それから先日来問問題になっていますが、教師の質の問題です。職員室にそれぞれ仕事をやるだけのスペースの机が置けないわけなんです。マイクで職員会議をしまして、そして仕事はそれぞれの教室に持ち帰り、教室で丸をつけた集金したお金の計算をしているのです。ですから、先輩の教師から日常的にいろいろ指導を仰ぐとしても無理な話になつてくるわけなんです。全く教師は孤立したようななかで授業を組んでいかなければならない。こうした実態は行き届いた教育を一体どれほど保障していく条件になつてくるのか。あるいは

はきめの細かい充実した教育は一体どこで成り立つのだろうかといふことを強く感じたわけなんです。この実態を文部省はどの程度つかんでおられるのか、そしてどう考えられるのか、もう一度お答えを願いたいわけなんです。

○諸澤政府委員 いま御指摘になつたような問題は個々にこれまでも聞く機会がございまして、結論としては、私も非常に大きな規模の学校は学校運営として本当に充実した教育活動を行う上でどうも問題が多いのではないかと考えておることは事実でございます。しかし、先ほども申しましたように、そうかといつてこれをどういふふうにするか、学校を分離し、小規模学校を適正規模において適正な区域内に配置することが一番望ましいわけでありまして、現実の問題としてはいろいろ障害があつて、当事者としては努力はしております。でもなかなか成果を上げ得ないのが現実であらうと思ひます。

○藤田(ス)委員 私はここに教育年鑑を持っています。これは六六年の教育年鑑ですが、こういうふうに書いています。「小規模学校とともに、過大規模の学校経営にも不合理が存在する。人間の成長と発達のための学校経営は、養鶏や養豚の経営とは同じには考えられない。軍隊のような集団においても、起居と訓練を共にする一個連隊の将兵は一千人内外とされている。発育過程にある児童・生徒の教育集団としての学校に、おのずから必要の限度の存することは当然のことであらう。ところが、このことは案外真剣に考えられないで、安易な考え方やただの財政上の便宜主義に支配されがちである。」こういうふうに教育年鑑は過大校の問題を指摘しております。私はここでもう一度大臣に、こういう過大校の解消のためにどれだけの決意を持っておられるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○三角政府委員 大規模校の分離の問題でございますけれども、現実にはそういうことのために努力をなさる市町村もあるわけございまして、その場合に、先ほど来御説明がありましたように、

新設校の用地をどういふふうに確保するかということから始まりますが、用地の確保にいたしましても、その場所の問題、単なるその用地があるというだけでなくて位置の問題も非常に重要なこととございまして、また新しく分離した場合にどういふ学区割りをするかについては、かなり多数の住民の合意を得ながら進めなければならぬと円滑にいかないといふような実態で、私も学校施設の補助金の執行の段階でそういうことを認識しておるわけでございます。実態としては、三十学級ないしは四十学級といったようなところを超えて規模が大きくなる場合に市町村としては分離を考へる傾向があるのでございまして、文部省といたしましては、文部省がそういう場合にタッチする場面といたしまして、分離に係る校舎の整備について補助金の要請があります場合には最優先的に採択をするということから従来からやっております。そういう形で大規模校の分離に協力をしてきておるところでございます。

また、補助の採択の場合に、分離ということをも最初から言つてまいりませんで、一般市町村の場合には三十学級以上あるいは人口急増市町村の場合には三十六学級以上の学校につきまして、いわゆる学級増のための申請ということ、そういう形で申請がありました場合には、一たんこれを分離するといふことができないかどうかということにつきましてその都度念を押した上で、でき得れば分離新設を行つてはどうかというような指導助言をしながら業務の執行をしております。

○藤田(ス)委員 大臣に決意をお伺いしたいのですが、時間がありませんので最後にお答えを願ひます。今回の学級改善に対して、文部省はこの施設整備に特段の手だてを当然求められてくると思ひます。特に人口急増地域に対しては、そういうふうな格段の手だてというものは考えられていないのかどうか、これは先ほどの御答弁では考えられていないといふふうに解釈していいかもしれませ

んが、簡単にお答え願います。

○三角政府委員 当初の三年間は、児童生徒減少市町村で教室の増を要しない学校について実施していくことを考えておるわけでございまして、そういうふうに取り進めたいということでございますが、五十八年度以降におきましては、ただいま御指摘のような施設の整備のことが出てまいりましてございしますが、その際あわせて児童生徒が全体的には自然減が見込まれておりますので、この時期にさらに学年進行で四十人学級を実施することを考えております。

その中でも急増市町村についてどうかということが問題になるわけでございしますが、従来から年々私どもが手がけてまいりました施設全体の整備量に比しましてこれはそれほど多くはないという試算をいたしております。金額では、先般の委員会でも総事業費につきまして千六百億余りというふうな御説明をいたしております。したがって、私どもが現在やっております施設整備の助成の仕組みで十分に対応して努力をしております、こういうことであるかというふうに思っております。

○藤田(ス)委員 学級改善に対して、さきの委員会でも人口急増地から財政困難が訴えられた、こういうふうな御答弁されているわけですが、自然増に対応する校舎建設増にかかる自治体負担が大変だということではないのですか。

○三角政府委員 藤田委員のおっしゃっておりますことと私が考えております既往の事実と合致するかどうかわかりませんが、四十人学級の計画取り進めの際に、人口急増市町村の団体の側で、これをいまいちのような形ではなくて、かなり一挙増と申しますか、一気に今後これが取り進められた場合には非常な負担になるということ、これを問題にして議論なさったという事実があったことは記憶いたしております。

○藤田(ス)委員 先ほども一応の手当てをしているんだという、優先的に補助もしているし、分離については促進をしているんだということを

言っておられますけれども、私はことしの予算を見て思うのです。大体国の補助の事業量が確保されてからこそ、そういうふうな急増地対策に対応する国の補助というものが生まれてくるんじゃないかと思うのです。自治体の申し入れがあればできるというけれども、それはあくまでも国の補助事業量の枠に縛られた中ではなからうか。五十四年度の公立学校施設整備費を見ますと、その前年度の二九％の伸びになってますね。ところが、ことしは五％しか伸びていません。だから事業量で言いましたら〇・八％増で、結局自治体は前年度並みの事業しかことは着手できないということになるんじゃないでしょうか。五十四年度はこれだけの整備費を伸ばされたことによつて、その消化はどうなったのかということをお調べであつたらお答え願いたいと思います。

○三角政府委員 いま数字の御指摘ございましたが、それはそのとおりでございます。

ただ、これは私もここ数年のやり方でございしますが、これですべてこのままとすることはございせんけれども、公立文教施設の予算の計画を詰めるに当たりましては、常々さきの年度におきます全国の市町村の計画というものを都道府県を通じてかなり精密に把握いたしまして、それを十分頭に着き、その数字をにらみながら財政当局と詰めてまいっております。でございますから、計画と実施との間にはさしたるずれはなく今日までは幸いにしてまいつてきたところでございます。

それから予算額でございますが、これは御承知のとおり、今年度は財政再建元年という年に当たりますので、一般公共事業はすべて前年並みということでございしましたが、わずかながらでございますが、学校施設費につきましては、金額の上でも、それから事業量の上でも前年並みということでなく、前年より多いという数字にまよりました次第でございますが、もう一つは、昭和五十二年度の補正予算以降非常な伸び率で学校施設に対する補助金は伸びてまいっておりますので、これは

かなりなところまで行っております。そして五十四年度も大体ほとんど各地方公共団体の御要請には一〇〇％近く対応できておりまして、五十五年度につきましても、そんなに摩擦と申しますか、きしんだ状態にならないという見通しで、私どもはこれからの市町村との相談に臨んでまいりつものでおるわけでございます。

○藤田(ス)委員 私は、こういう学級改善に手がけるときだからこそ、学校規模についても適正なものに近づこうように一層の努力をすべきじゃないかと思うのです。そうでないといふ教育の機会均等というものがますます崩れていくんじゃないか。そういふふうな考えを御答弁をいただければ、その御答弁を見て大変残念だと思つたのです。先ほどの御答弁にもありましたけれども、今度の学級改善については、一人一人の子供の持っている能力をどういふふうな引き出しにいくか、そういう本来の教育により条件に近づけていくためにやるのだという御答弁もありましたね。その観点からしたら適正な学校規模というものに対する並行した努力というのは当然あつてしかるべきだと思つたのですが、それは市町村と話を打合せをして大体そういう予算になるといふことではないのかと言われれば、それはやはり事前の折衝の中で出てきた数字ですから余り当てにならないと思つた。政府の出しております財政白書を見まして、自治体の目的別決算額の構成比で示された教育費の占める割合というのは、過疎地は一五・九％、一般市町村は一八・三％、急増地域では二三・四％と、急増地域の教育費の占める割合は非常に大きくなつております。

これも教育年鑑ですが、八〇年度の教育年鑑によれば、人口急増都市のうち百三十五市町が七八年から八二年にかけて校舎建設に要する費用は、用地費も含めて一兆七千億円に上るといふ。だから財政的にも大変厳しいものが自治体にも背負わされていふところがある。ところが一方自治体は、たとえば大阪府の都市教育長協議会の調査でこういうふうな訴えております。府下三十市の公立

小中学校の建設費の超過負担は締めて七十五億六千六百万円、これは五十四年度です。一市平均二億五千二百万円、実に二三・五％の超過負担になっている。教育費の中の建設費の占める割合は五二・七％に及んでいるのだ。結局こういうふうな数字から考えますと、自治体はきつめて厳しい超過負担にたえながら何とか適正規模、マンモス校の解消に努力をしていきたいというその努力がよく出ているのじゃないかと思うのです。だから国がもっとこれにこたえていかなければならない。

同時に、今度の学級改善で自治体が苦しいんだと言っているのは、自然増に対応するのが苦しいのだと言っているのであつて、それを何か学級改善のそれに苦しんでいるのだと悲鳴を上げて、その悲鳴とかぶせているのはけしからぬ、私はそういうふうな御意思を伺いをしておきたいと思つたのです。大臣、どうですか。

○谷垣国務大臣 大都市あるいはその周辺の人口急増地帯におきます校舎等の教育環境の整備の問題は大変な大問題である。それは御指摘のとおりだと私も考えております。

ただ、文部省がやり得ます範囲というものはやはりおのずから限度があるかと思つております。それは今日の地方におきます財政状況あるいは教育委員会等がそれぞれの自主的判斷を持たなければならぬという問題もございまして、それから文部省が先ほど来お話をいたしておりますように、分離の場合には新増設と同じような対策をとつてやっておりますというふうなことで、こちらが受け答えのできます問題につきましては、いろいろ地方の要望との間に差はあるかと思つては、ほぼこの数年の予算面におきます急増の状況もございまして、かなりできてきておると思つては、むづかしいのはもっと大きなところに問題があるのではないかと。たとえば教室の問題におきましても、あるいは学校の規模の問題におきましても、こういう人口急増地帯においては、まず第一に土地の取

得の問題という非常に困難な問題がございまして、文部省あるいは文教関係の者が要望を強いたしましてもなおかつなかなか力の及ばない点があるだろうと思ひます。しかし、文部省といたしましては、文教の立場から見ましてそれらの問題につきましても終始希望を述べ、あるいはその解決ができるための努力をいたしていなければならぬ。これは当然のこととございまして、私たちが大体そういう努力は続けてきていっていると思ひますが、問題の困難さ、質の問題が根底にありまして過大校の十分な解消が進んでいないという現実があるのではないかと考えております。しかし、御指摘のような努力は今後とも続けていかなければならぬ、かように考えております。

○藤田(入)委員　ところで、文部省が出された「実施地区別学級編制の改善(四十五人→四十人)」による増設所要教室数」という資料を見ましたら、五十五年度から全市町村の小中学校について実施の場合は二万六千三百三十になる。九年計画でいけば一万二千四百四十、十二年計画では八千三百六十、こういう数を出しておられるわけですが、これは先ほどから分離のこと言われておりますが、いわゆるマンモス校を適切に分離していくという計画も考慮に入れた数なんでしょうか。それとも、単純に四十五人を四十人にすればこれだけの教室が要るのだという数なんでしょうか。

○諸澤政府委員　これは単純に現在の四十五人学級を四十人にした場合にどれだけの教室が要るかというのを個々の学校から番番調査の形で出してもらった計画です。

○藤田(入)委員　私はそれが大変問題だと思ひます。調査をする上でばかどかい数だけが表に出てきて、そして大変だなどという印象を一層強くさせて、そしてこれは無理だなどといういわばそういう納得を国民に求められていくとしておられるのではないかと思います。

委員長、私は資料をお配りさせてもらいたいのですが、よろしいでしょうか。——これは堺市の資料です。いま堺市は千五百人を超える学校を分離する五カ年計画というのを持っています。その五カ年計画に基づいて私はいろいろ考えてみました。一体四十人学級にして単純計算で出てくる教室の数はどれほどの数になるのだろうかという点で計算をしていったわけですが、堺は小学校で三三・七%、中学校で二三%と平均したら三〇・六%が千五百人を超える大変なマンモス校を抱えているわけですが、私はその学校のすべてに、いま現状で一遍に四十五人を四十人にしたら何教室要るんだらうかということとずつと割り算をして出してみました。そうしたら、小学校は二百六十六教室、中学校で九十一教室要るわけです。これは大変だ、こう思っていたのです。ところが、この学校には、さっき言いましたように三〇%を超えるマンモス校があるわけですから、それを堺市は五カ年計画で何とか解消していきたいということ、現実にはいまもう土地も確保して着々とその方向に進もうとしているわけですが、問題は超過負担だとかあるいは用地取得のための税制度で非常に現実と合わないところが出てきているとかというような問題がありますので、それは今後の国の努力と相まった関係で解決の促進が図られていくことは言うまでもありませんが、しかしとりあえずこの五カ年計画はもう用地取得に入っているから、これは確実に進んでいくわけですが、

この表をのぞいていただきましたら、右側にA、A'、B、C、A'というふうに並んでいます。このA校ですね。これはことし分離をしてB校を新設してA校は五十八クラスから四十九クラスに減りました。それから次の年には今度はC校と一緒に減らして、D校の新設によってさらにA校は小さくなっていくわけですが、四十八クラスに変わります。こういうふうにしていきましたら、A校というのは五十八年度には三十三クラスに減っていくのです。だから、現在もうすでに五十八クラスが四十九クラスに減りましたから、そこでは教室が現実にあっているわけですが、

この左側でそれを数字にもう一度整理をしてみましたら、A校は五十四年、五十五年、五十八年というふうにならべて、こういうふうなクラス数に推移をして適切な分離によって三十三クラスになる。三十三クラスでも基準よりも多いですけども、しかし五十八クラスよりはうんと減っていくのです。こういうことからB校、C校をながめ、E校、F校をながめていきますと、これは分離促進によって、つまり定数改善以前の適正な規模の学校に近づける、とりあえずマンモス校を解消していくんだといういま現在の市の計画をそのまま遂行するだけでも、分離をされていく方は、もとの学校の方は空き教室がかなりたくさん出てきます。文部省が言うふうなこういう単純な数にならないんじゃないかならうかというふうに考えるわけです。

私はさらに、こういうふうな計算でもう一度堺市のすべての小学校で一遍に四十人にした場合に何教室要るかというこの二百六十六と、それから分離をしたことによつてそのものの学校の空き教室を考慮し、かつ新設する学校にそういう手だてをあらかじめ加えていくことでどういうふうに変わるだろうかと思ひましたら、二百六十六という数字は百十三という数字に変わります。さらに北ニュータウンというマンモス団地があります。ここはあらかじめ人口急増を見越して校地を確保しておりますので、ここに教室の手だてを施していけば、これでもうほとんど現状の学校に手を加えることなく学級改善も同時にできるんじゃないか。つまり私の言いたいのは、いま学級改善のことが問題になっております。それは私は、人口急増地こそ早くやっつけたい、やらなければならぬ教育の状態があるんだということを考えているわけですが、そのことは先ほどの御答弁にもあったと思うのです。

○委員長退席、石橋(一)委員長代理着席　そういうことから一つ一つ見詰めていきましたら、実際に文部省が大変なことと言っている施設増というものは、改善があるとならうかと自然増に対応していかなければならない。学級改善があらうとならうとやはりマンモス校の解消というものは進めていかなければならない。それをより積極的に進めることで学級改善というのはおのずとかなり落ちついた数字で、手だてを特別に施さなくても急増都市で対応していくことができるんじゃないかというふうな考えついたわけですが、私のその指摘についてどういうふうにお考えでしょうか。

○諸澤政府委員　四十人学級そのものの調査は、学校の分離というふうなものを前提としないで各学校から出したものです。これはその時点における現状を肯定しての調査ということで、部分的におつしやるような計画を持つておられるところもあり得るでしょうけれども、調査の時点でもかなり流動的な問題でもありますし、これは通常の調査はみんなそうやっておるわけで、おつしやるような誤差は結果として出るかもしれませんが、やはりそういう方向によらざるを得ない。ただ、そうやってたからといって、そのことがお話しのように学校の統合を促進するような指導をないがしろにする、そういうことではさらさらないわけですが、統合の方……(藤田(入)委員「分離」と呼ぶ)分離の方は、分離することによってより適正な規模を求めるというその行政対応は並行してやっていたべきだし、こういうふうな思っているわけですが。

○藤田(入)委員　結局誤差を認められたと思うのですけれども、こういう計画を考えられ、そして文部省がすべての子供に教育の機会均等を補佐する立場からも、それを一日も早く実行に移してやりたいという情熱があれば、調査ももう少し綿密なものが出たのじゃないかならうか。そうすれば、自治体との合意という点でもっと合意が進んだのではないかならうかというふうには私は考えるわけですが、この点では私は今度のこの文部省の対応というのはいさぎよく不満に思ひますし、ますます国民が本心に願っている一人一人に行き届いた教育をという要求から遠くかけ離れて、結局それは十二年待てということになるのじゃないかならうか、こういうふうな考えるわけですが、私はもう一度念を押して、学校の適正規模のために、今後自治体の要

うものは進めていかなければならない。それをより積極的に進めることで学級改善というのはおのずとかなり落ちついた数字で、手だてを特別に施さなくても急増都市で対応していくことができるんじゃないかというふうな考えついたわけですが、私のその指摘についてどういうふうにお考えでしょうか。

○諸澤政府委員　四十人学級そのものの調査は、学校の分離というふうなものを前提としないで各学校から出したものです。これはその時点における現状を肯定しての調査ということで、部分的におつしやるような計画を持つておられるところもあり得るでしょうけれども、調査の時点でもかなり流動的な問題でもありますし、これは通常の調査はみんなそうやっておるわけで、おつしやるような誤差は結果として出るかもしれませんが、やはりそういう方向によらざるを得ない。ただ、そうやってたからといって、そのことがお話しのように学校の統合を促進するような指導をないがしろにする、そういうことではさらさらないわけですが、統合の方……(藤田(入)委員「分離」と呼ぶ)分離の方は、分離することによってより適正な規模を求めるというその行政対応は並行してやっていたべきだし、こういうふうな思っているわけですが。

○藤田(入)委員　結局誤差を認められたと思うのですけれども、こういう計画を考えられ、そして文部省がすべての子供に教育の機会均等を補佐する立場からも、それを一日も早く実行に移してやりたいという情熱があれば、調査ももう少し綿密なものが出たのじゃないかならうか。そうすれば、自治体との合意という点でもっと合意が進んだのではないかならうかというふうには私は考えるわけですが、この点では私は今度のこの文部省の対応というのはいさぎよく不満に思ひますし、ますます国民が本心に願っている一人一人に行き届いた教育をという要求から遠くかけ離れて、結局それは十二年待てということになるのじゃないかならうか、こういうふうな考えるわけですが、私はもう一度念を押して、学校の適正規模のために、今後自治体の要

うものは進めていかなければならない。それをより積極的に進めることで学級改善というのはおのずとかなり落ちついた数字で、手だてを特別に施さなくても急増都市で対応していくことができるんじゃないかというふうな考えついたわけですが、私のその指摘についてどういうふうにお考えでしょうか。

一年間やっただけが、ありますけれども、これは片方は五十人ですから特にはつきりしているわけですから、三十人の学級では児童の学習活動が非常に活発になっていくわけですが、五十人の場合には非学習活動が多い。おしゃべりをしたり、よそ見をしたり、あくびをしたり、いろいろがやがやしたり、また時間の経過とともに子供が飽きてくる場合も五十人の場合は非常に早いけれども、三十人の場合にはいいという例が出たり、また九州大学の研究、名古屋大学の研究、それから国立教育研究所などの研究といろいろありますけれども、比較的多いと思えますのがやはり三十五人以下でかなり多いですね。ただ、こういう効果といふのは数字ではつきり出てくるものではないもので、たまたまの方たちの経験を寄せ集めて、その中でどこか辺が、一番いいのか、こういうことになるわけですから、なかなかつきり出ないというむずかしい面はありますけれども、しかし四十人が適切だということではなく、それ以下についてもかなり多くの希望があり、調査などでも世論が集まっているということがあり、と思えますが、その辺のことはお認めになるわけですね。

○諸澤政府委員 これは確かにそういう事実はあるわけですね。ただ、どれくらいが適当かということになると本当にかなりむずかしい問題がある、私の計画を立てるときに、いろいろたといえ、私イギリスなんかの事情を調べますと、文部省の中教審みたいなものが学級編制の問題というのを最初に言っているのは一九三一年で昭和六年なんですね。それからずっと議論をやって、最近の報告なんかを見てもやはり幾らかいいというところは書いてないのですね。何人ぐらいの学級がいいというところは書いてないのですね。それで表現どおりに、記憶している言葉で言いますと、学級の人数が少ないほど教育効果が上がるといふ確かな証拠はない、むしろ多人数の方が教育効果が上がっているという例もありますよ、こういうことも書いてある。しかし、第二次世界大戦後の

英国でも急増期がありまして、五十人以上を担うしたというふうな実績があつて、それで相当成果を上げていくからいままもその大人数でいいのかというところ、決してそうではない。やはり審議会の報告としては、できるだけ数を少なくする方努力すべきだ、こういうふうな言っておりますから、考え方としてはどこも同じだと思ふのですけれども、しかしその決め手になる、それなら幾らかいいかというところは、どうも私は、外国でも長い間議論しておつても結果が出ていないのじやなからうかというふうな認識したわけですね。

○栗田委員 アメリカなどの研究を見ても、一体何人がいいかということについてはなかなかむずかしいようですね、ただ、余り少なくてもこれは教育効果が上がらないという面がありますね、五人だの十人だの。けれども、その比較の中身を見てまいりますと、たとえばこれは国会図書館の文教課の水野さんがお書きになつていらっしゃる「レファレンス」の昭和五十四年七月号の記事ですけれども、ページニア州アーリントン市にある教育調査の専門機関が出ておられるのでも、何人かということとはつきりしないけれども、しかし「低学年の読み方と算数の学力は、学級規模に影響されるところが大きい」とか、それから「小学生の場合、小規模の学級で二年以上指導を受けると、学級規模と学力との間に有意な関係がみられる」ということとか、それから何人がよいかという議論はされているのですけれども、それは「特に一学級二四人から三四人までの小学校の場合、その間の児童数の違いは彼らの学力の向上の決定的要因とはならないのである」というようなことなんかもあります、対象になつてゐるのが二十四人から三十四人といったような数が対象になつてゐるような気もするのです。これは一つの例です。

から岩間英太郎氏などの皆さんが推薦の言葉を書いていらつしやいます、佐藤さん自身も、この試みは出版社の熱心なお勧めと福田初局長初め上司の方々の御指示に基づいたものであるだけに云々といふことでこの本をお書きになつた意義を述べていらつしやるのですね。この中を見ましてもこんなのがあつたんですね。「なんといつても、諸外国における学級規模は、次第に小さくなりつゝあり、これまで、わが国の学級規模が大きすぎたことは事実である。」そしてアメリカのNEAの調査によれば「三〇人をこえる学級は好ましくないものとされ、とくに四〇人をこえる学級はきつめて悪い」ともなされておられ、「きつめて良い」となされているのは二五人前後のもので、次に良いのは二六人、三〇人の学級であるとされている。」といったようなものもありまして、文部省の関係者がお書きになつてゐるものでもこんな資料が出てゐるということですから、四十人で打ち切りということにならないように、このところを心配をして私も質問しているわけですが、別に打ち切りというふうな考へていらつしやるわけじやないですね。

○諸澤政府委員 いろいろ理屈を言うと言われるかもしれませんが、やはり学級規模の問題というのは子供の数だけでなしに、先生の質だとか教育内容だとか指導方法だとか、それから子供、これも私はアメリカがおっしゃるやうに二十五人とか三十五人とかといふのはどういふことでしょうかと言つて専門の人に聞きますと、やはりたといへば日本で障害児と言へばいまの特殊学級に行つてゐる子供さんといふのは、先ほどもお話がありましたけれども二十万程度でありますが、向こうの雑誌で見ると四百万なんて書いてあるのです。それはいろいろな人種が来ておつて、小学校の低学年なんかは英語すらよくしゃべれぬやうな子供も来るというやうなことで、要するに個別教育をよほどやらぬとその指導が徹底しないといふ、そのむずかしさみたいなものはやはり日本とちよつと事情が違ふのではないかといいこともござ

ざいますし、それぞれの国でいろいろ話を聞いたリ物を読みますと事情があるようですから、必ずしも外国がそうだから日本もそうだというふうなストレートには言えないと思ひますけれども、先生は打ち切りとおっしゃいましたが、私どもは常にこういう問題は検討を進めていかなければならぬと考えております。

○栗田委員 もう一つ、学級の人数と子供の健康の問題というのを御研究になつたことがありますが。

○諸澤政府委員 ございませぬ。

○栗田委員 一つの資料ですけれども、東京都教組が出しました、さつきもちよつと挙げました「すしづめ学級白書」というのがあります。いまのクラスの広さの中に子供が四十人なり五十人なり入るわけですが、炭酸ガスがどうなるかといふのを調べてゐるのです。そうすると、五十人、六十人はもちろん大変大きい詰まりますから多くなるわけですが、何と四十人でも最初から基準値を超えておられます。これは冬、窓を閉め切つて、ただ、休み時間には窓を全部あけてしまつて空気を入れかえてゐるという中で、数値なんです、一学級四十人入つた場合に、初めは〇・一％、それが二時間目になりますと〇・三三％くらいになつてゐまして、四時間目くらいになりますと、幾度も窓をあけるのですけれども〇・三八％くらいになつてゐるのです。この基準値といふのは〇・一％ぐらいです。ですから、一クラス四十人でも、時間がたつにつれてどんどん炭酸ガスが多くなつて、子供はあくびが出たり眠くなつたりといふことも当然起こるわけですから、健康上からいつても非常に悪い空気の中で勉強してゐるという例が出ておられます。だから、こういうことを考えていきますと、やはり健康という問題からいつても、四十人というの適切ではないのではないかと、こゝろを思ひます。次に伺いますけれども、荒木文部大臣のときに、日本の学級の適正規模について調査する必要があると大臣がおっしゃつてお

ります。文部省として日本の学級の適正規模を調査なさっておりますか。

○諸澤政府委員 そういふ観点から目的に調査したことはないと思います。

○栗田委員 前に荒木文部大臣がおっしゃっているのですから、他のいろいろな研究所の調査とあわせてやはり文部省としてもなさっていく必要があると思ひますが、今後いかがでしょうか。

○諸澤政府委員 ちよつと訂正させていただきますが、十年ぐらゐ前に初中局で学校の最適規模の研究というふうなことで研究をやったことはあるのですけれども、結局あの調査は、いまの適正規模はどうかという結論が出なかったという事です。それから、全然やらなかったわけではないのですけれども、確かな結論が出なかったという事です。

これからのどうするかという問題ですが、これはいまのような過去の経緯もありまして、どういふふうに検討していったらいいか、その方法はやはり十分考えていかなければいかぬと思ひますけれども、いずれにしても大きな課題ですからよく検討し考えていきたいと思ひます。

○栗田委員 次に、改善による教員増について伺いますが、定数改善ではなくてその他の改善ですね。これはたとえば重度障害児の学級の場合に、いままで先生一人に子供五人だったのを三人にするとか、いろいろありますけれども、これは全部十二年均等におやりになるのですか。それとも必要に応じて早く三年とか四年で実現するということもあるのでしょうか。

○諸澤政府委員 この部分は毎年どういふふうにするかというの、県の教育委員会が決めてやることになるわけです。そこで、総計三万八千ですけれども、これは五百人引きますと二千二百五十人程度というふうになりますけれども、自然増に対応する分が少なくなる。つまり五十八年以降はもう少し数をふやしたいと思ひますけれども、大体毎年均等に十二年間でやっています。そうすると、毎年配当される数の中で、県の方針に従つてうちの方は特殊教育を早くやろうと

いうことであればそうやっていただくということ、その辺の判断は県にお任せしたい、こういうふうにご考慮をお願いします。

○栗田委員 いままでですと、大体五年計画くらいで改善もやっております。そうしますと、今度は四十年学級を実現するという点で文部省の方は十二年計画を出しているらしいのですけれども、教室増などの必要のない改善増はもつて早くできないのでしょうか。その点も財政上の必要から十二年均一というふうにおやりになるわけですか。

○諸澤政府委員 そうですね。これもやはり教室の需要と関係ないから一遍にやってみようという事は、財政上の問題もありますし、また教員の養成の問題もございまして、従来どおりほぼ均等な考え方によってまいりたい、かように思ひます。

○栗田委員 次に、高等学校の問題について伺いますが、いま高校の一クラスの定数の国際比較はどうなつていっているのでしょうか。

○諸澤政府委員 これは学校の制度がそれぞれの国で違ひますから、一概にこうこうというふうには言えませんが、該当年齢層で言いますと、アメリカの場合は州ごとに規則等が違ひておりますが、たとえばインディアナ州の規則では、第十学年から十二年、これはハイスクール相当だと思ひますが、二十八人となっております。それからイギリスでは学級編制基準というのがある、これは法令ではないようですが、中等学校は三十人以下と定められておいたものであるけれども、現在はそういう定めはない、運用上の問題としてやっております。フランスでは文部大臣通達等によつて、中等学校のうち後期中等教育をするところ、標準が四十五人から五十人となっております。

それから西ドイツでは、公立学校の正常な教育を行うための教員定数に関する第六規則というのがある、これはギムナジウムとなつておりますが、ここでは学年に応じて第十学年は三十五人、十一学年及び十二学年は二十五人以下

ということだそう。それからソビエトでは、中等普通教育学校規則というのがある、第十学年においては三十五人、こういう定めになっております。

○栗田委員 大体日本よりはるかに少なくなつてくるようですが、フランスも四十五から五十である、これはいま改定中ですね。

○諸澤政府委員 五十四年の文部省の書類に改定審議中と書いてありますから、改定審議中だと思ひます。

○栗田委員 どちらにしても日本の四十五人というのは非常に多いと思ひます。

ところで、日本の高等学校の適正規模はどのくらいだと思ひますか。これは明らかではないのです。ただ高等学校の場合は、省令で国公私立高等学校を通ずる設置基準があります。あれでたしか四十人を基準とすると思ひます。あれでたしか四十人、これと書いてありますから、あれにのつてやるのが妥当だということだと思ひます。

○栗田委員 少なくとも高等学校の設置基準の四十人以下というのは改定されていなければならぬと思ひますが、今度は高等学校の定数改善というのは外されたわけですね。しかも四十九年の附帯決議には、高校ももちろん入っておりますから、当然文部省はそれに沿つて努力をなさなければならぬと思ひます。この高校については当面四十人にする、これについて九十九年計画の試算はなされたようですが、五十九年計画、十二年計画など、これに沿つての試算というのはいままでなさつていらつしやいますか。

○諸澤政府委員 していません。

○栗田委員 なぜなさらなかったのですか。

○諸澤政府委員 これはこの前に申し上げたと思ひますけれども、確かに小中高とできれば同じに考えたいところなんです。現実の問題として、昭和六十一年度にはピークになる中学校生徒を高等学校に迎えた場合どのくらいの進学率になる

か、これは各県等から予想をとりましたところ九五・八というものがきています。それで、その時点の中学校卒業生の数が大体百万くらいいふえますから、それとほぼ同数の高校生がふえるというふうになつた場合に、しかもその大部分は過密県に集中するといふことで、すでに東京都や大阪は、標準法で四十五人と定められておられるけれども、やむを得ない事情といふことで四十七人にしておるといふ実態がありますから、これから各年、中学卒業生の増に対応して高等学校をどこにだけだけ設置するかという計画も、全期間を通じて的確には東京都や大阪などはなかなかできていないといふ現状であります。少なくともその時期に四十人にするといふことは財政上の問題も含めて非常に困難であるという判断からいたしましてこれを今回の計画からは外すといふことをあつて時点で考えましたので、それ以上の計画はつくりませんでした。

○栗田委員 いまのお話をずっと伺つていきますと、高等学校が四十五人のままになつていくといふことは規模として適正だとは思ひます。しかしやらないと思ひます。よいと思ひますが、どうですか。

○諸澤政府委員 いまの高等学校は、御承知のように普通課程と商業などは四十五人、農工水産は四十人というふうな二本立てになつております。その四十人になつていゝ実態等を主とする学科と比例して普通課程など四十五人でいこうというのが恐らく当初の立法の趣旨だと思ひますけれども、先ほど申し上げましたような高校基準の問題など考えますと、将来の課題としてはやはり下つておる方向で考えるべきではないかといふふうになつております。

○栗田委員 いま高等学校が四十五人のためにどんなことになつていゝかという例もたくさんありますが、時間もありませんのでそれは申し上げるのには省きます。

いま初中局長御自身が将来努力しなければならぬとおっしゃつておりますが、附帯決議もある

わけですし、これは一刻も早く努力の対象にして
いたっていただきたいと思いますが、大臣いかがで
いらつしやいますか。

○谷垣国務大臣 お説のように努力をせなければ
ならぬと思つております。

○栗田委員 引き続き、習熟度別学級について
伺いたいと思ひます。

その研究指定校が五十校くらいですか、全国に
指定されているものですけれども、これは何を目
的に研究しているわけですか。

○諸澤政府委員 これは「高等学校学習習熟度別
指導研究校実施要綱」というのをつくつて流して
おりますが、その趣旨は、高等学校学習習熟度別
指導研究校は、生徒の学習内容の習熟の程度など
に応じた適切な指導について研究を行い、その成
果を広く利用に供し、もつて高等学校教育の改善
充実に資する、こうなつておりますので、やつて
いるそのやり方について研究をしてみらつて、他
の学校の参考にしよう、こういう趣旨でございます。

○栗田委員 以前能力別学級というのがあちこち
に置かれたことがありますけれども、これとこの
習熟度別学級とはどう違うのでしょうか。

○諸澤政府委員 習熟度別学級というのは、言つ
てみれば今回の指導要領の改定でわれわれが考え
た新造語なんですけれども、その意識する中身
は、言ふところの能力別とは区別して考えたいと
いう意識があつたわけなんです。

能力別という場合に、普通は高等学校のホーム
ルームをテストの成績などで一番いいグループA
組、その次B組、C組とか、あるいは大学受験の
何といふ素質のある組とそうでない組とい
うふうにいふクラス分けを固定してしまつて三
年間ずっとそれでやるといふようなのが普通の考
え方だと思ふのです。私もが今回考えた習熟
度別というのは、そういう意味で能力別というふ
うにいいますと子供の能力をいわば固定的にとら
えてしまつて、能力には限度があるわけではな
い、この時期の子供としては努力次第で伸びる

わけですから、そういう固定的な観念でなしに、
ある時点における学習内容の習熟の程度に応じて
より適切な指導ができるように適時グループ分け
をして、そのグループの実態に応じて指導方法や
教材等を工夫していく、そういう意味の学級編成
ですから、言つてみればホームルームとは別に適時
そういうグループをつくつて、しかもそのグルー
プは固定化しないで、そのグループの中の子供の
学習の進度に応じてまた学期ごと等に編成がえを
する、こういうことを前提として考えておるわけ
であります。

○栗田委員 この指定校の研究期間はたしか五十
四年と五十五年の二カ年にわたつてゐると思つた
わけですが、そうですね。まだ途中ですね。

○諸澤政府委員 御指摘のように五十四年、五十
五年の二カ年を通してやつていくという計画でござ
います。

○栗田委員 そうしますと、まだ途中であつて結
論が出ていないわけなんです。それからこの習熟度別
学級の効果とか、置くことについても賛成、反対
とかなり世論は分かれておりますね。いかがでし
ょうか。

○諸澤政府委員 おつしやるとおり両方あるの
です。両方ありますけれども、率直に言つて、昭和
四十六年に中教審がこういう考え方を答申の中に
出して、そのときの教育現場などの反応は大変拒
否的だったと私は記憶しています。ところが、五
十三年度に、高等学校の学習指導要領改定のと
きに全国の高等学校の実態を調べましたけれども、
そのとき、そういう世論はあつても実際には一〇
％ぐらいの学校はすでにやつていたのです。五十
三年度は一五％、これは二五％ぐらいやつてい
るのです。ということは、世論として計数はど
のくらい賛成、反対かということとは違ったこと
はありませぬけれども、現場の意識としては、こ
れはやり方さえ工夫すれば必要なんだという意識
ではないかというふうには見ておるわけ
でございます。

○栗田委員 まだ研究が途中で二カ年の結論が出
ていないということ、それから世論が分かれてい
るという問題がありますけれども、いち早くこれ
についての人員増の予算をおつけになるわけだ
が、それはどうしてですか。

○諸澤政府委員 それは結局この習熟度別学級編
成だけの問題ではなくて、今回の高等学校の学習
指導要領の改定の趣旨自体が高等学校で、言つと
ころの小中高を通じて七・五・三などと言われ
て、高等学校の教育内容を現実にこなし得る生徒
は三割くらいだということが高等学校の校長さん
自身の意識調査の中にも出てきてゐるのです。そ
れは何とかしなければいかぬということから内容
の精選とか履習方法の改善というようなことを考
えていろいろ現場の御意見を聞きますと、実態
として英語とか数学のようなものはこういう指導
方法をとる方がベターだという御意見がありまし
たのでそれをとつたわけでございますから、その
やり方については並行して研究をしなければなら
ませぬけれども、今回これを入れることによって
高等学校教育の内容をもう少し実のあるものにな
るようになつてほしい、私はこういうふうになつて
おります。

○栗田委員 七・五・三の問題が出ておりました
けれども、一般的に学力を伸ばすためには習熟度
別学級をつくらなくても先生をふやすことでも当
面かなり効果があるわけなんです。その研究をして
いくという意味で学級についてはお答えになつて
らつしやるわけですが、今度は教員増は、
習熟度別学級をつくるための教員配置その他の増
員といふいろいろあるわけですが、これは交付
税の算定基準になつて各県に配当されていくと思
います。この場合には、教員増として全部まとめ
て配当されて県が自主的に選ぶことができるよう
になつてゐますね。

○諸澤政府委員 おつしやるとおり十二年間で一
万人強ですけれども、これはたしか六百六十人、そ
れを県の実態に応じて配分しますから、その配分
の中で県が何に割り振るかを考えていただく、こ
ういうことでございます。

○栗田委員 最後に、高等学校の校舎建設の問
題なんですけれども、さつきからお話が出ていま
すように、子供たちの数がこれからもふえてい
つて、適正な規模ではない四十五人、中には四十
七人という学級がいまあるわけですが、今後も自然
増もしばらく続くと、進学率がふえるということ
も続くわけですね。そうしますと、学級編成を四
十人にしていこうということもさることながら、何
といひましても、いま高等学校をどんどん建てま
せんと、適正な規模にするどころか、四十五人
を守ることさえもなかなか大変だといふ実態が出て
いるわけでございます。

いままで高校建設は三分の一の補助金が五カ年
間ついておりますけれども、五カ年で打ち切る
かというふうな話もちろほ最近聞かえるように
なつてまいりましたけれども、これはぜひとも統
けていただかなければならぬ補助金だと思ひま
す。いかがでしょうか、この辺はどうお考えにな
つていらつしやるのでしょうか。

○三角政府委員 御指摘のないは初中局長からの
説明にもございましたように、高校の生徒数と申し
ますか中学校卒業生数は、六十四年度までに百万
人ないし百一十万人ふえてまいります。ただ、そ
れが六十九ないし七十年までに、九十万ないし
そこの数がまた減るといふ見通しがあるわけ
でございます。ですから、このふえていく状況をどう
いうぐあいにしのぎ対応をしていくかということ
は各都道府県の重要な課題であるわけございま
して、そして御指摘のように、このふえる状況が
十ないし十一の都道府県に集中しておるというこ
ともございまして、国もそういう都道府県の
財政に協力しようということ、五年間の緊急対
策として国の補助をすつと行つてまいつたわけ
でございます。したがらいまして、現在はその五年間
というところでございまして、はつきり申
しますと、この補助制度は五十五年度が最終年度
というところでございまして、

ただ、六十四年度までふえる、それから進学率の
増高というものも勘案をしてまいらなければなら

ませんので、こういったことにどういうぐあいに各都道府県が今後の計画として対処していくか、あるいは都道府県の財政の状況と比べて国の財政の状況が果たしてどういうふうな見通しを持つことができるか。一面この高校の設置は都道府県の責任の仕事でございます。ただ、そういう状況に対応して国がこれに協力しておるといことで、いわば財源の分担の問題でございますので、五十六年度以降どういうぐあいにいたすかにつきましては、いま申しましたような都道府県の状況等も十分ににらみまして慎重に検討をしなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

○栗田委員 自治体の財政危機というのは、なくなっていないどころかむしろひどくなっているわけですね。しかも、子供の進学率は高校へどんどんふえているという実態があつて、しかも、一クラス規模は決して適切ではないし、四十人でも高等学校としてはまだ適切ではないんじゃないかと思ひますけれども、こういう実態の中でのことなので、それから、ぜひともこれは継続できるように、前向きに検討していただきたいと思つております。大臣、その点ぜひ御努力をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 御存じのとおり環境でございますので、これは財政も含め、地方財政も含め、また教育環境の方から言えばまだ改善されていないんじゃないかという、そういう相矛盾するような環境が重なつてきておるわけでございます。したがういまして、来年度どうやるかという問題はこれからの問題でございますが、相当に腰を据えた検討をしなければいかぬ、かように考えております。

○栗田委員 以上で終わります。

○谷川委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員 私は本当にこういう問題は素人でございまして非常に初歩的な質問だと思いますけれども、ひとつ丁寧に教えていただきたいと思いますのであります。

きょうも私のところは党大会をやっておりますし

で、地方の代議員から、教育の問題にとっても熱心でございまして、今度四十人学級ということがあつても、私のところの町では三十人そこそここのところが多いのだがこれはどういふことかという質問がありました。つまり、全体としてはこれは八万人もふえるということだけれども、そんなに先生が要するのですかという趣旨の質問が来まして、そういうふうな考えている人がかなり多いというところですね。そういうのに対して、文部省としてどういう御説明をなさるのか。

私は、これは日本も先進国なんだから、やはり生徒を余りたくさん抱えて教育をするというのは十分手が届かない問題がある、それは場所によつては非常に少ないところもあるだろうけれども多いところもあるのだと先進国並みにする制度の改革だ、こう申したのでありますけれども、やはり先生がこれ以上必要なのかという趣旨の背景があるわけですね。そういう素朴な質問がかなりあつた。だから、もっと意欲的に教えてもらえぬかなということがある背景にもあるわけだと思ふので、そういう質問は全く荒唐無稽な質問なのかどうか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○諸澤政府委員 日本の小中学校の実態というのは地域によつてずいぶん違うんですね。ですから、一学級の子供の数が何人であるかということ、実態調査をしますと四十人以上の学級というものは、小学校について言えば全学級の二六％なんです。四分の一ですね。それから中学校について言いますと全学級の二分の一なんです。五十一％です。それから、その残りは四十人以下なんです。しかも、その四十人以上の学級の分布状態というのは、東京、大阪、愛知、神奈川、千葉、埼玉、兵庫、奈良、京都といった九都府県でそれぞれ約半分占めているわけですね。ですから非常に違うわけなんです。それなものですから、最終的にはそういう過密地帯の四十五人学級というのを解消して全部アツパーのリミットは四十人にしようというふうにいたしますためには約三万八千人の教員増が要ります。そのいまの学級編制で四

万三千要る、あと残りの三万八千というのは、養護教諭とか事務職員とか、いまの学級編制に関係のない教職員の増といふことでございまして。

○和田(耕)委員 このほかに自然増といふのがあります。

○諸澤政府委員 自然増というのは、要するに子供がふえれば学級編制は四十五人のままにしておつても先生をふやさなきゃならないというので、これはいまのところは、昭和五十五年、五十六年、五十七年との三年間は、毎年子供のふえる分に対応してふやさなければならぬ先生の数が約九千人ずつあるわけですね。これもその九千人予算措置はしてある。五十七年度以降は、中学校はふえ続けまうけれども小学校が減りますので、全体としてはそういう自然増という関係はなくなつてくる、こういうことでございまして。

○和田(耕)委員 ある学校によつては自然減というのもあるわけですね。その増と減の相殺が九千人といふことですか。

○諸澤政府委員 おつしやるとおりでございます。

○和田(耕)委員 よくわかりました。

この二月ほど前ですが、私の選挙区であります杉並のある学校へ行きました朗読教室の傍聴をしたのです。杉並の人口のかなり多いところなんです、そのクラスの数が三十四名、校長さんに聞きましたらやはりこんなものですよといふことを言つておつたのですけれども、所によつては四十七名というところがある、東京の周辺にもあるらしいのです。そういう問題については、こういう長期の計画とは別に当面の問題としてどういふ対処をしておるかといふことですね。東京でも現在三十三、四名のところとあるいは四十七名といふところがある。つまり一クラス十人以上違うのです。それが同じ東京の中にある。これに対してどういふふうな対策を講じておるかといふことですね。

○諸澤政府委員 これは高等学校のように定員を決め選抜して入れるといふのではなくて、義務教

育ですから学区がございまして、学区の子供の数の多いところは自然に経済情勢その他で増減がある。それでそこから集まつてくる子供の数によつて学級編制をせざるを得ない。そうしますと、いまの基準は最高四十五人ですから、仮に一学年に入つてくる子供が四十六人あつたといふと二十三人ずつ分けるんですね。四十五人いっぱいいっぱいだったからそれで一学級といふことになるわけでございます。同じように九十一人あれば四十五、四十五で余りますから本当は三学級になつちやう。そのところが実際の運営としていま御指摘のように、あるいは四十五、四十六にしているようなところも出てくるわけですね。実際のたてまえとしてはいま言ったように四十五人リミットとして学級編制をしているといふことですから、どうしても子供の数によつて三十人台の学級が相当出てくるというのが実態です。したがういまして、全国平均しますと一学級の子供の数の多いのは小学校は三十三人なんです。中学校は三十七人、かなり少ない数字になつておるわけでありまして。

○和田(耕)委員 そうすると、日本の場合に人口の増といふのは先進国では非常に低い方のところになつておるのですけれども、しかし場所によつてかなり経済成長等のことで人口の移動がある。それに伴つて教員が減つていくところもあるが、ふえるところも多い。減るところはある限度があるといふことで教員の数はふえてきますね。この計画でいろいろ拝見しておるのですけれども、全体としては今後子供が減るにしても教員の数は子供の減るにつれて減らないという傾向として承知していいんですか。

○諸澤政府委員 一つは、子供の自然減に対応して現行の学級編制なり教員の配置基準のまゝやうていくと教員の生育を切らなければならぬといふうううなことが二十数年前から局地的に起きています。たとえば秋田とか山形とか岩手とか、それから九州の佐賀とか鹿児島とかいうのがあります。それはそういう行政措置はで

きませんから、そこで幾ら子供の数が減っても教員の数は前年度の九八・五％だけは見ましようという措置をずっとやってきまして、その措置が本年度の場合は鹿児島と秋田の二県になったのです。ということは、言ってみれば過疎現象がある程度とまってきたということで、今後の見通しとしては大体とまるのじゃないか。

もう一つは、いま言ったように子供の増減に係なしに、たとえば四十人学級をやるとかあるいはその他の事由で教頭の先生をふやすということによって教員増を図るというのが今度の計画でございますから、それと相殺という関係に立ちますと、いまの時点で十二年先を正確に見通すことは非常に困難でございますけれども、そう大きな狂いもなく、先生を無理にやめていただくかなければならぬというふうなことはないのでなかろうかというふうに予想しておるわけであります。

○和田(耕)委員 教育基本法の中にも先生の地位は保障されなければならないというような言葉があったと思うのですけれども、これは裁判官と違つた意味で非常に大事な仕事を預けておるわけですから、この人の地位というものは十分保障されなければならないけれども、と言っており余つても仕方がないことでありますから、その間の職場の転換ですね。いまやめてもらうなということとはなかなかできないから職場転換が行われる。職場転換なんというところは、日教組との間でどうめんどうなフリクションなしに現在行われておるのですか。

○諸澤政府委員 現在は公立小中学校の先生の身分というのは、小中学校は市町村立ですから本来的には市町村にあるわけです。ところが、人事を市町村が持っていますと、実際には小さい市町村で人事のやりようがないわけですね。そこで公立小中学校の教員に限っては人事権は全部県の教育委員会に上げておるわけです。したがって、県が全体の教員の状態を見て定期的に大体三月の末に異動するというところでやっておりますから、県によってはかなり広範な異動が実際に行わ

れておるという事情であり、また、たてまえば人事異動に関するところは組合との交渉事項ではございませぬから、いろいろ御要望等は出ると思ひますけれども、教育委員会が主体的に処理をしていく、こういうことでございませぬ。

○和田(耕)委員 県を越えての異動というのはどういうふうな処置になりますか。

○諸澤政府委員 これは制度的には一遍当該県の教員をやめて、ほかの県の先生に新採用になるという事です。その点は戦前は中等学校の教員については全国的な人事がやられたわけですが、いまはできないという意味で県間の交流はむしろかしくなつておるといふのが実態でございます。

○和田(耕)委員 大体わかりました。しかし、今後の教員数の問題、それから新しい配置がえの問題等を考え、しかも非常に大事な仕事をなさつておるといふこともあるので、教員の配置転換という問題は、特にこの計画の実施と関連してかなり強い関心を持つて対策をしなければならぬ。文部省としてはそういうことを直接できる立場じゃないですけれども、全体の計画としての調整のとれ一つの方策あるいは指導というものは考えておかなければならないというふうに思ふのですけれども、その点はいかがでしようか。

○諸澤政府委員 私どもとしては一般的な指導にとどまるわけですが、現実問題として、たとえば長崎県のようなところは離島がたくさんある、それから長崎市の市部があるし、本土であつてもかなり僻地があるというふうなことで、従来一遍離島に配属された方はなかなか本土の学校へ帰れないというふうなことで、これは教員の士気にも関係しますし、適正な教員配置にも適当でないというふうなことで、やはり県が全体計画を立てて、たとえば離島に三年おれば必ず今度本土に帰しますというふうなことで人事をやつておるようですが、具体的な事例になりますけれども、やはりいろいろ抵抗があつたり問題がありますけれども、私どもはそういう個々の問題については

十分慎重に対処してもらつても、一般的には適切な人事交流をやつて常に職場の空気が沈滞しないようにしてほしいという要望はいたしておるわけでございます。

○和田(耕)委員 その点特に要望しておきたいと思ひます。他の普通の職場の配置転換の問題でも、いろいろ生活上の問題と関連して当然問題が起つてくる。起つてきましますけれども、それはそれとして解決されておると思うのですけれども、教員の問題もそういう問題を全体として見ながら、ぜひとも調和のとれた処置ができるように要望しておきたいと思ひます。

それからもう一つ、今度の計画の中で研修代替定数というのがあります。現在教員の研修というのはどういうふうな形で行われておるか、御説明いたしたい。

○諸澤政府委員 研修を考える場合にいろいろ側面からの話があるわけですが、文部省が計画して、たとえば教育会館の筑波分館でやるような研修もございませぬけれども、一般的には文部省が参考資料等を提供したりあるいは助成金を出したりして、県の教育委員会が任命権者として主宰するというのが多いわけでございます。その中身としては、たとえば教員になりたての先生、こういう方にもっと教育実習なり教育技術なりというものを短期間に身につけてもらうような意味で研修をやるとか、あるいは各教科の専門教員が教科ごとにグループをつくつて一つのテーマを追求して、いわばグループ研修、そういうことを奨励するとか、いろいろあるわけでございますが、そうしたものは大体一、二日からあるいは一週間という程度の研修でありますので、適宜勤務の間を割いて会場に集まつて研修をするということですが、この場合には格別代替措置というものは一般的にはとられていない。残りの先生方が協力してやつていただく。ところが、最近長期間にわたつて格段の資質の向上を図るという意味で、たとえば国立大学の学部とか専攻科に半年とか一年出かけていつてあるテーマを求めて研究をするとい

うような場合もありますし、またごく最近では、この四月から兵庫県の社町に兵庫教育大学ができて、そこに二年コースの大学院ができた。これはことは百五十人の入学定員でございますけれども、その百三十名強は現場の先生というふうになりますと、これらの方は二年間現場を留守にして研修されるということになります。その間ほつておくわけにはいませぬから、そこでこの長期研修代替定数というのは、そういう長期研修の場合にかわりの先生を雇う、その定数、こういう意味で措置をしたわけでございます。

○和田(耕)委員 この研修の問題はいまのお答で大体どういふふうに行うかということがわかるのですけれども、もつともつと力を入れてやつてやる必要があるというふうに思ふのです。しかし、これは研修される方の先生にとつてみると、ちやうど医者が、たとえば厚生省が医者を再訓練する、教育するというのはともきらうのです。ね。それに何か資格でもつくと、この前の登録医の制度みたいに大変な反対が起つたこともあつたのですけれども、先生に研修によつてある免状を出すとかいふふうなことはいろいろそれ自体問題だけれども、大事な仕事をなさつておるだけにやはり何か相互の経験の交換というものを——組合の内部としてやつておられることは承知しております。しかし組合というのじゃなくて、たとえば全国の教育委員会、府県の教育委員会が共同してそういう場を設けるとか、そういうふうなことはいまないのであつた。

○諸澤政府委員 いま申し上げたような研修、たとえば文部省が主宰します中堅幹部とか教頭などの研修は、全国の学校から集まつて一回二百人くらいでやりますから、これは後で感想を聞きますと、やはり自分の地域の学校だけが学校運営のあり方だと思つておつたのがずいぶんいろいろなのがありますという意味で非常に参考になるので、そういう機会はあるだけ持たたいわけでございますけれども、先ほど申しましたように現在の任命権者、研修責任者というものは県単位にな

になる子供についての教育の内容なり方法を専門的に修めておることが必要であります。同時にそういう教育に対して献身的に熱意を持ってやるという、その熱情がないとなかなか継続しないということはそのとおりだと思います。実際行ってみますと、そういう先生方がかなりおられるわけです。

そこで、いまの先生の御指摘のような点についてどういうふうに考えているかということですが、一つは、自分の間ということでありましても、盲聾、養護学校の教員免許状は持っているけれども、普通学校の先生の免許状は持っていないという教育に熱意のある人にはなれる道を開こうという意味で、普通学校免許状を持っていれば先生になれるということがございます。

それから、教育活動を主体にするわけではありませんが、あまの学校ですと、かなり障害が重い、特に肢体不自由者の場合は学校の中の教場間の移動とか登下校の際の校門までの見送りとかが、いろいろな世話があるわけです。これは別に介護員を置いております。これは特別資格がなくとも、若い女の方なんかでも熱心な方をお願いして、そういう身辺のお世話をしてもらうという制度でございます。

もう一つは、地方へ行きますとこういう学校には寄宿舎が置いてある場合が多いです。寄宿舎で働く先生は、舎監の場合は先生の資格がなくともはいけませんけれども、寮母という制度がありまして、障害者に対して日常の食事とか洗たくとか排便のお世話をする人で、制度上は教育公務員特別法で教育公務員だということになっておりますので、むしろ資格を設けるべきだという御意見もあるのですけれども、実態はそうでなしに、資格なんかよりも子供の世話を朝から晩まで献身的に見てくれる人でないかと困るじやないかということ、現在のところは寮母については何ら資格がなくともそういうことを一生懸命やってくれる人をお願いするというようにしておるわけです。それから、いまおっしゃった父母なんかの場合

は、言ってみればボランティアとして往復の送り迎え、あるいは教室に入って自分の子供さんの勉強の様子を見るとか、いろいろやってもらえるケースもあるかと思いますが、これは全部の父兄というわけにはいきませんから、いわば自発的なそういう活動をお認めする形で運営されておるというのが実態であると思います。

○和田(耕)委員 私はいままで社会労働委員会に長くおりました、いろいろな社会施設の状態をよく拝見しておるのですけれども、どうも日本ではボランティアの形の活動は余りなじまないような気がしてならないですね。ヨーロッパ諸国で長年キリスト教のヒューマニズムを背景にして自然に出てきたあのボランティアの活動が日本の場合はかなり限定されているというの、なかなか一つの機関になじんでいかない。むしろその機関にきちんとした職員の数をふやす。その職員の数をふやすにしても、やはり普通の正当なサラリーをもらう人というのでは、これはとてもたまたまのものじゃない場合があるわけだから、普通の職員の三分の一の費用でもいいから、つまり日本のボランティアという感じの職種を置いた方がはるかに効率的だ。あるいはいろいろな福祉施設の管理運営にしても、町のボランティアが行くと職員とのほだ合いが違ふのです。どうもうまくいかないうような面が多々あるわけ、この特殊学級あるいは特殊学校の教育のシステムの中には、何か普通の学校とは違ったそういう制度をひとつ試験的に導入してみたらどうかと私は思うのです。制度としてではなくて行政的に、この学級にはたとえば父兄の中から適格な人を選んで費用は三分の一ぐらいのお金を出してあげる、そうでなくても子供と一緒に来ているのですから、何かそういうことを一遍試験的にやってみたらどうかと私は思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 私も社労が長かったものですから、こういう施設を学校と関係なく大分拝見いたしました。いま先生のおっしゃるようなボランティアの活動の問題をどういうふうに吸収していく

かということ是非常に大切な問題だと思います。ただ、これは一つの研究題目として考えなければいかぬのですが、現在の制度でも、たとえば先ほどお話がありましたような介護員の制度の中には、そういう身内に障害児を持つておる諸君からのあれもできるわけです。私も個人的に接して考えておりますと、案外に障害児の世話、ことに学校等の問題に對しますボランティアの分野というものは少ないように思ふのです。つまり長続きし得ない問題があると思うのです。確かに自分の子弟が障害児でございす場合には、送り迎えのよう

な問題につきましてもやはりずっと長く続けてやらなければならぬという気持ちもありますし、続いておるものもありますけれども、全体的に家庭でも終始めんどうを見ようというの、重荷の上に、障害児を持つておる上にもう一つボランティアとしての要望をいたしますことは少し過重な負担になるのではないかと感じを実は持つております。それ以外の方々のボランティアとしての分野というものは、これはできるだけ実際に役に立つように広げていく可能性を持たせて検討していかなければならぬと思ひます。先生の御指摘になつておられますものは、私たちが問題として十分に検討をして生かしていく可能性のあるものはどうしても生かしていかなければならないと思ひますが、やはり正式の対応するものを置きませんが、負担が大き過ぎるような感じが実はいたしております。ボランティアの諸君の分野に對しましては、さらに検討を進めていかなければならぬと考えております。

○和田(耕)委員 おっしゃる意味はよくわかります。私はこのごろその関係の人たち、父兄に話を聞きますと、そういう人がおつていただいた方がいいのです。率直に言つて、残念ながら資格がある先生というのは、資格があるだけに一生懸命にならぬ。なる人もおるのですよ。一生懸命やっておられる先生が私のよく知つておる人にもいます。平均的に言つて、たくさんお金を出してあげるとか、二年で交代させてあげるとか

いうことではないと、なかなか一生懸命にならないという実情があるわけです。そういう気持ちではこの人たちの教育はできるわけはないし、やはり体で教えて気持ちで啓蒙していかなければならぬ人たちがすから、この制度の問題は、ボランティアでできれば一番いいのですけれども、先ほど申し上げたように、日本の場合ボランティアという制度が私はいくらいろいろの経験から見てもなじむとは思われない。それならば、その内容を含めたそういう補助制度をつくつてみる必要があるはしないかと私は思ふのです。内容はボランティアのあれでいいのです。ただ、制度として補助的ないかというふうに思ひます。医者なんかでも、私はよく武見さんに怒られたことがあったのですけれども、ある学校を出ないで医者になれないなんてことになる、医者がいばつてしようがないわけです。だから、医者になるために裏口で五千万円も六千万円も金を出して、ろくろくできもしない医者になるよりは、あるいは十年、十五年とたつた人には医者に準ずる資格をつくつて、そういうある限度において診察も治療もできるというようにすれば、医者自身にも刺激になるというところを言つたことがあるのですけれども、この特殊学級についてはそういう意味合いもあると思うのです。ある熱意のある人たちが一生懸命教育に当たつてゐる。資格のあるもつと上部の先生方に對しても、もつといい刺激を与えることもあり得るわけで、そういうふうな雰囲気をつくらなくと、特殊学級、特殊学校の教育というものはなかなか実を結んでこないのじやないか、そういう気がしてならないのです。こういうものは、ただ形式的にこういう制度があつてこういうことをやっておりますというだけでは片づかない問題でありますので、ぜひひとつこの問題は御検討をいただきたいと思ひます。

続きまして、余り長いこと質問するつもりはないのですけれども、学級編制の問題に戻りますが、これは公立学校ですね。私立学校は全くこの

範囲外にあるわけですね。

○諸澤政府委員 今回御審議願っておりますこの法律案と関連する予算は、公立の小中学校の問題でございます。

○和田(耕)委員 けれども、義務教育を私立でやっているとあるでしょう。そういう場合はどうなのですか。

○諸澤政府委員 おっしゃる様に小中学校も私立のものがあるわけですが、こういう私立の小中学校の運営の基本を示すものは学校教育法の体系になるわけですが、学校教育法の方からいいますと、小中学校の学級編制は五十人以下とする、こういうことになっておりまして、これができたのが昭和三十四年ごろなので、当時公立も五十人の時代でしたから。現在もその規定が生きておる。したがって、制度上は私立については五十人学級もあり得るという事態になつてゐるわけでございます。

○和田(耕)委員 やはりこれは義務教育の対象になる人々についての教育ですから、公立学校で必要だということはできるだけ私立学校に対しても同じような基準と、そして同じような必要の援助を与えるべきではないかと思うのですけれども、これはいかがでしょうか。

○三角政府委員 私立の小中学校についての御指摘でございますが、いま御説明がありましたように、私立についてはやはり私立の設置者が当該学校の施設設備の状況や経営上の観点を考慮して、なるべく公立学校に準じた運営をしていただくというふうなたてまえになつておるわけでございますが、実態をちよつと申し上げますと、現在私立の小中学校の学級当たりの児童生徒の数がございまして、これは現在と申しましたが、五十三年五月一日の資料でございますが、平均で小学校が三十五・六人、中学校が四十三・二人でございます。小中学校につきましては私立はかなりがんばつてやっておるというふうに思ふのでございまして、そして今後も改善のために私学自身が御努力をなさるのであるというふうに私も見

ております。

ただ、公立と違ひまして選抜のもとに学級の編制を行つてまいりますので、四十人を超えたら直ちに学級を一つふやすということではなくて、一学級の人数を適正な規模に減らしつゝ、それから場合によつて一学級ふやそうということになりますと、改めて都道府県に対して学級増の認可を申請する、こういうようなことで、その転ばしぐあいはちよつと公立とは違つてくるかと存じます。

それから助成のことでございますが、これは先生御承知のように、私立高等学校以下幼稚園に至るまでの助成は各都道府県にやつてもらつておりますが、その都道府県の助成に対して国も御協力申し上げるという意味で予算措置を行つております。したがつていまして、その助成の配分の基準みたいなものは若干都道府県によつて工夫の仕方が違つておりますけれども、基本的には教育の充実に努力する学校には助成の方もよけいに出していくというふうなことが基本の概念としてございまして、そういう意味で、今後私学助成を充実していく過程においても、そのことを忘れずにやつていただこうということであらうかと考えております。

○和田(耕)委員 ぜひとも私立学校にもこの精神を適用するようにひとつ御指導を強化していただきたいと思ひます。

そこで高等学校の問題ですが、最近高等学校は九三%余の人が行くというのですから、事実上義務教育と同じような内容を持つてくるわけですね。公立の高等学校の問題も大体これに準じたものと理解していいのですか。

○諸澤政府委員 ちよつと御質問の意味を的確に理解してないかも知れませんが、定数改善の問題でありますならば、小中学校が十二年間で四十人学級にするというのに対して、高等学校の方は、現在農工水産といった実験、実習を主体とする課程は四十人ですけれども、普通課程は四十五人というところであり、この四十五人の問題は今回の十二年計画の中に入つていない、こ

ういうことでございます。

○和田(耕)委員 これは特殊学級等についても大体同じような形のものでしょうか。

○諸澤政府委員 特殊学級というのは、精薄児などを中心に特別の学級を設けて教育をする学級ですけれども、制度上は小中学校に特殊学級が設けられるわけでございますが、現在のが国の実態としては、高等学校には特殊学級は設けられておりませんので、小中学校の問題となつておるわけでございます。

○和田(耕)委員 ああそうですか。高等学校にはないのですか。それでは特殊教育諸学校、これはどういふものなんですか。

○諸澤政府委員 普通の学校の特殊学級というのは、いわば障害の程度が軽い子供さんですね。それがさらに重い精薄であるとか、あるいは全盲に近い人であるとかいうことになりまして、これは普通の学校ではなかなか教育ができませんので特殊学校に行く。特殊学校というのはまとめて言つた称号であつて、具体的には盲学校、聾学校、養護学校、この三つに分かれるわけで、しかもその養護学校の中には、その障害の対象によつて精神薄弱児を対象にする養護学校、肢体不自由者を対象にする養護学校、病弱、虚弱者を対象にする養護学校、こういうふうに分かれておるということになつております。

○和田(耕)委員 先ほどの義務教育の場での特殊教育を義務化しましたね。この一年間やつた結果どういふ所感を持つのかというところで。

○諸澤政府委員 具体的な実績をちよつと申し上げますと、従来近くに養護学校がなくて普通の学校の特殊学級に行つておたり、あるいは就学猶予、免除という制度があつて学校に行かないというふうな子供さんもこの養護学校へ入つてきたというところで、子供の数が五十三年度から四年度に比しまして約一万七千人近くふえています。これは養護学校自体が約六百五十校ほどになりましたから、そういう施設の量的拡大というものがあつて、それに対応して子供がふえ、さらにいま申し

ました猶予、免除者が従来は約一万人近くあつたのですが、それらの人が養護学校へ籍を置くことによつて本當の猶予、免除ということでもなく教育から離れておるような方が三千三百人程度に減つたというふうな実績がございまして。

それらの運営で、たとへばそういうふうな養護学校対象者がふえたということは、実態としてやはり従来は学校教育の対象になり得なかつたような非常に障害の程度の重い、あるいは一人の子供さんで幾つかの障害をあわせ持つというふうな重度重複障害児というふうな者も学校教育の対象になりましたから、そこで養護学校教育の運営上のむずかしさといったようなものも出てきたらうし、また社会一般の考え方として、われわれはこういう制度がありますけれども、親の希望として行つてほしいわけですから、親の希望としてはそれよりも普通学校へ行かしてくれ、その辺の調整を十分話し合ひをしてつづけていかなければならぬというふうな実際の運営上の問題であるとか、義務化したからそれで終わりというのではな

い、これからこれを円滑に目的に沿つて運営していくためには、私は率直に言つてまだいろいろ問題があると思ひますので、そういう点を少しづつ改善をしていくというのが仕事だろつと思ひます。

○和田(耕)委員 この学校で教育しておる子供の数は、現在全体でどれくらいですか。

○諸澤政府委員 いまの養護学校対象児だけを申し上げますと、五万六千九百五十人というのが五十四年度当初の調べでございます。

○和田(耕)委員 これは予想したのと比べてどうなんでしょう。

○諸澤政府委員 これはいまちよつと正確な資料を持つておりませんが、大体予想した程度の数字になつてゐるものと思ひます。

○和田(耕)委員 いまの父兄が普通の学級に入れたらもう父兄の気持ちで、私は自閉症の子供を持つてゐるというお母さんと親しいのですが、普通

の医者とかがそういう人は全部精薄だと言うが、いやこれは自閉症だと言って聞かない。そういうところへお世話しようと思つても、受け入れる学校はこれは精薄で自閉症じゃないんだということではなかなか折り合いがつかない。これは大変苦勞したと思うのですけれども、いまのそういう父兄の持っている普通の学級へ入れてもらいたい、できるだけ普通に近いうちへ入れてもらいたいという要望に対してどういう処置をなさっておられるか。

○諸藩政府委員 この問題は、制度的には、養護学校は大体都道府県立でございますから、都道府県の教育委員会がそれぞれの子供さんの障害の程度に応じてこの養護学校へ行きなさいという就学通知書を出すということから始まるわけですね。そこで、その判断を教育委員会がするに先立って、各都道府県と市町村に就学指導委員会というのを設けるように指導してきたわけでございます。この就学指導委員会は、お医者さんと学校の先生、それから社会福祉施設の職員、こういう人から構成しまして、そこでそれぞれの子供さんについて障害の程度を見て、従来の経験なり医学的判断の見地からこれはとも養護学校だというように判断をして、その際、いま先生がおっしゃるように、親としてはぜひ普通の学校に入りたいというふうな場合に、そういう専門家の立場から説得をしていただく、こういうことでずっと運営をするようにしてきています。率直に申しますと、結果として、ことしも幾つかの県でございまして、そのような話合いがなかなかつかぬというふうな実態があったようでございます。

○和田(耕)委員 最後に、この特殊学級、特殊学校の教育は、その子供の職業とかなり関係のある場合があると思うのですけれども、職業につかすということとの連絡はどういうふうになさっておられますか。

○諸藩政府委員 軽い精薄なんかは、中学校の段階で基礎的といいますか簡単な手作業みたいなもの、箱をつくとかかんがをつくとか、あるいは

は旋盤を回すとか簡単な陶芸をやるとか、そういうようなことを学校で教育しているところもあつて、そこを出てそういう職業につくという場合もありまして、いま高等部——高等学校相当の部を整備しまして、そこで職業教育をできるだけやらせる。そうしますと、盲者とか聾者の場合はあんまり、はり、きゆうとか理容とか美容とか比較的社会的自立の可能な職業教育ができるわけですから、いまの精薄者を中心にした職業教育というのは、年齢的には中学校から高等学校の段階へ上がったとしても、かなり重い子供さんはそこで完全な職業教育が身につかないということで、その問題をどうするか。これは一つには、受け入れる社会の企業がそういうことを承知の上で雇ってくれるというふうなところがないといけないんで、そういう点は労働省なんかと御相談しながら、いわば各県別にそういうことを推進するというようなことで、この問題は教育の場だけでなく、社会との協力あるいは企業との協力ということなしにはなかなかうまくいかぬのじゃないかというふうな感じを私は持つてゐるわけです。

○和田(耕)委員 これは普通の子供と同じように子供の人權上、義務課程の教養を与えるだけではなくて、その子供の将来の問題、職業の問題とも関連してくるようにはしなければいけない問題だと思ふのですけれども、これは厚生省や労働省とも連絡をとって——これは普通の職場という機会はないじゃないですか、これは普通で義務化しておるわけですから、それと労働省、厚生省の授産の施設あるいは授産だけでなくそれ自身で仕事をさせるというふうな機会を国や公共団体のかなり費用を入れても考えるべきだとは思うのです。そうしないといふ特殊教育は完成していかない。ただ、これは人道上やるべきことだなどというところで済む問題じゃないのです。そういうことを関係の各省と相談なさつて一つの教育の成果を見られるような場をぜひとも御検討願ひたい。特にこれは大臣にお願いしておきたいと思ひます。

また時間が半時間ほどありますけれども、たつての要望もあるようでございますから、これで終わることにいたします。

○谷川委員 湯山勇君。

○湯山委員 時間の制約もございまして、重要な審議でございまして、質問の最初に基本的な問題について意思統一をしておくことが能率を上げる道ではないか、こう考えますので、ひとつ明確にお答えいただきたいと思ひます。

まず第一点は、四十人学級の実現、定数改善、これは子供たちのためにもわが国文教行政のためにも早いほど望ましいことだということにお考えになつていかうか、そこからお尋ねいたします。

○谷垣國務大臣 いままで他の先生方にもお答えをしておりますように、文部省としましては原案的には九年という計画で財政当局と交渉をいたしたわけでございまして、政府の意思としましては十二年、こういうことで決定をいたしまして、それをお願いをして予算編成その他も了し、法案もそれをお願いをいたしておるところでございます。まずこれを實現したいというのが私たちの考え方でございますが、その過程におきましてそういう過程をとつておりましたことも十分にひとつ御認識を願ひたい、かように思ひます。

○湯山委員 私が聞くのは、別に他意はありません。ですから、九年とか十二年とか十五年とかというのじゃなくて、端的に言えばこの四十人学級をつくるというのは一日でも早い方がいい、一年でも早い方がいい、できれば来年からできれば一番いいことなんで、だから早いほうがいい、こうお考えになつていかうか、これは大臣の教育的な良識に基づいて簡単に答えてください。十二年がいいとか悪いじゃないのです。とにかく早い方がいいということかどうなのかということだけで

い、こういうことだと思ひます。

○湯山委員 それで結構です。

それからは高校も同じでしよう、大臣。これはいろいろ局長の御答弁がありましたけれども、とにかく高校も四十人になることが可能な限り早い方がいい、これもよろしいですね。

○谷垣國務大臣 高校の問題に關しましては、これは義務教育とは少し違つております点が問題があると思つております。

○湯山委員 大臣、同じことですからもう一遍。○谷垣國務大臣 いろいろな条件があると思ひますけれども、できるだけ早くそういう時期が来ればありがたいと思つております。

○湯山委員 結構です。

次に、この四十人というのには四十人が理想的であるということではない。これお答えがむずかしいのはよくわかります。同じ授業をしていまして、たとえば理科なんかで先生が周りへ子供を集めてやる時には四十人だつてずいぶん余ります。だから、やはりそのときには二十五人ぐらいがいいし、運動場で綱引きをやるときに、三十人ぐらいで十五人ずつの綱引きなんというのはいくらも勢の上がらない話で、それは授業の形態によつて違いますから、絶対三十五人がいいとか三十人がいいとかというのはなかなか出ないと思ふ。それはよくわかります。しかし、とにかく本来教養を教えるとか英語を教えるとかというのはマン・ツー・マンが一番いいのです。剣道を教えるにしてもそうですよ。上泉伊勢守に仕えて、生活をともしながら剣道の修行をする、これが一番いいのです。ですから、本当にやれば一対一がいい。初期の教育というのはそうだったはずで、しかし、いつごろになりますか、ベスタロッツが貧民学校、これは貴族のように家庭教師をつけられない。そうすれば、できるだけ数多くの子供を教育するというところからこういう形態が出てきたのはそんなに古いことじゃないはずで、そこで、特殊学校なんかは、いまお答えになった

ように今度は一人の先生で八人を七人にするのだ、それから重複の者は五人を三人にするのだ、結構なんです。その方が行き届くのです。けれども、それは能率の問題もあるし社会生活の問題もあるから全部そんなにしようとは言いませんけれども、四十人が一番いいんじゃないかと考えてもないことなんで、本当の教育というのはそういうものじゃないのですから、これについても、その中で大体このあたりと言え三十から三十四、五、とにかくそれになお近づける努力はしなければならぬということ、教育行政に当たる者としては当然持つていなければならぬことだと思ひますが、いかがですか、大臣。

○谷垣國務大臣 四十人あるいは三十五人というふうには具体的な数の問題になつてまいりますと、それがどれが理想であるか、どれが一番いいかというところにつきましては、私はまだ問題のあるところだと思ひます。少なければ少ないほうがいいというところが果たして言えるかということと自分が問題になつてくるのだと思ひます。海外の状況もありまして、あるいはわが国におきましても現場でいろいろこういう問題について担当していただいておる方々のいわば体験的な意見もあるわけでございます。これは今後ずっとやはり検討を加えていくべき問題の一つであると私は考えております。ただ、何回も申し上げたいのであります。が、いまの四十人学級をとにかくお認め願つて、そしてこれを実現していくその過程におきましてまたいろいろと検討を加えていきたい、かように考えております。

○湯山委員 大臣、答弁がお上手になりましたけれども、その方は結構ですから、もっと素朴に答えていただきたいのです。というのは、それはむずかしいというのわかります。三十五人というのをきちっと出すのはむずかしい。三十人、こうやるのはむずかしいかもしれぬけれども、とにかくもっと少ない方がいい。

そこで、先般の決議は、四十人以下という大変遠慮した決議内容になっています。これはいま局

長がお読みになったもので四十人なら多過ぎはしないといふのです。そういうことでしよう。これは少ないといふのは一つもないはずで、多過ぎはしない。しかし少な過ぎるといふのは四十人でなかつたはずで、さっきの御答弁では、だから四十人以下にするといふのは当然なんで、大臣もお隣でそうお聞きになつたはずですが、いかがですか。イエスならイエス、ノーならノーと、急いでいますから……。

○谷垣國務大臣　四十人學級という概念の中に、制度といたしまして四十人以上の學級は認めなくて、學級数は四十人以下にすべきである、いまお願いをしておる問題はそういう意味を含んでおると思います。ただ現実、理想的なと申しますとちよつと言葉が過ぎますが、學級の現実の姿、何名かということの問題になりますと、現在でも四十五人のものであつても、小学校の場合は平均して三十三人のクラスになつておる。これはバラエティーがあるわけですが、そういう平均數字が出てくるわけでございます。したがひまして、制度として何人學級であつてそれ以上はいけないのだというのが今度お願いをしておる四十人學級で、四十人以上はいけない、こういうことでございまして、現実にはクラスの數が何人がいいのかといふのと、制度的に上限を幾らにするといふこととの間には若干差があるだろうと思つております。したがひまして、四十人の學級數をさらにどうやつてしたらいいかということは、現在の制度としての四十人上限の學級を進めてまいりまして、そしてこの問題はその後の状況をよく考へて検討していきたい、かように考えるわけであります。

○湯山委員　いまのように、たとえば同じ学年クラスでも、体育の授業のとくと、それからいまのような理科なら理科のそれは全く違うと思います。音楽なんかのときも、それは大ぜいで合唱すればうんと氣勢も上がるし、そうかと思うとピアノなんか教えるというのがありますね。これなんかは一斉にやっただけ何にもならないもので、それは言われるようにいろいろな形態があるわけで

すから 音楽も体育も国語も皆三十が理想的だなんて、それはそうじゃないのです。そういうものを互いに勘案して、現在の状態ではこうだというのがそれなんですから、それを御理解いただければいいわけです。—— いただいたようですから……。

そこで、この研究ができていないのはなはだ残念ですが、国立教育研究所はどうしてこれを研究しないのですか。

○陸運政府委員 これは私そう詳しく聞いたわけではございませんけれども、個々の調査員の方々には深い関心を持つておる方もおられると思うのですけれども、これは研究としては私が聞いている範囲でも非常にむずかしい。そして学級規模だけを抽象的に取り出して研究しても研究にならないわけで、いま先生がおっしゃったように、個々の授業形態、教育内容、方法、それを扱う先生の資質能力、それからそれへの対象となる子供の実情と皆相關関係を持ちますから、それを抽象的に取り出すわけにはいかない。そうすると実験的にそういうことが可能かと言うと、これまで非常にむずかしいですね。ほぼ同じような条件のものを比較してやるといふようなことがあるいは考えられるのかもしれませんが、そういうことでこれまでも余り積極的な研究はなかったというのが実態だと思いますし、また私は今回この計画を立てる際にずいぶんいろいろ調べてもらいましたけれども、日本のみならず外国でも、イギリスなんかも数十年來このことが問題になっているけれども、実証的な成果というのはいないのです。これはどうもそのとおりだし、そういうことからしまして、われわれとしては今後その適正な学級規模のあり方というものを検討していかなければなりませんけれども、その検討の仕方はこれからいろいろ考えていかなければならないだろう、そういうふうに思います。

○湯山委員 大蔵省への文部省の説明は大変苦しかったようです、いまのようなことから。ところが、いまの大蔵省へ予算要求のときの説明は

なかなかそんな的確に出ないのですけれども、気持ちちはよくおわかりいただいて、やはり四十人よりもつと下げなければいかぬということを目指してやるということを御理解願っておきたいと思ひます。これは御答弁は要りません。

ついでに、大学局長にせつかくお見えいただきたいのですから伺いますが、東京学芸大学のあの高校は、一学級何名ぐらいの編制にしておるか、御存じですか。

○佐野政府委員 私、現在存じておりません。

C 湯山委員 これは聞きましたところ、大体五十名以上です。四十八、四十九、五十、五十一ですか、それでこれを私は悪いというのじやありません。付属というものは研究機関でもあるわけですから、五十名以上の学級があってもいいし、同時に三十名の学級があってもいい。そういうちゃんと国が研究機関を持つておるわけですから、そこでやはり研究してもらうということが私は大事じやないかと思うのです。そうすれば以後イギリスの例を引いたり、ヨーロッパの例を引かなくても、やはりこれが大事だ、こうすることが教育的に望ましいという結論をおのずから出すことができるわけですから、そういう研究こそ付属でやなければならない問題でもあるし、教育研究所でやるべき問題ですから、早急にぜひひとつ研究ができるように、そういうことをやっていただきたいと思いますが、両局長いかがですか。

○佐野政府委員 付属学校のあり方というのは、いわゆる学部における教育と研究が対応してその研究に協力をするという性質のものでなければならぬし、したがって、付属学校のあり方というのは、まさに目的意識的に一つのテーマを取り上げて対応するものであつてしかるべきだという点は私もよくわかります。

対応できるかということについては、これは大学の方の体制がどう整うかということも考えなければいけませんけれども、方向としては御指摘は十分に理解できますので問題提起をしてみたいと思

います。

○湯山委員 研究所の方もよくやってもらってくだい。

その次に確認しておきたいことは、本年度予算の最終段階で先ほど来四党合意と言われますが、政府も一緒になっておったことは御存じのとおりです。そこで四十人学級など合意の内容ですけれども、「四十人学級など教職員定数改善計画」について、「概ね三年後に、各般の状況を勘案し、その後の計画につき検討する。」という合意がなされておることは御存じのとおりです。諸澤局長流に言え、それはそこで検討するのだから十五年になることもあるし、十二年のこともあるし、九年、六年のこともある。それは検討の結果どうなるかわからないという御答弁になるおそれがありますから、そうじゃないのだということとをひとつは意思統一をしておいていただきたいということとです。それはもし十二年でいいというならこういう合意は要らないことです。あれだけ御苦勞なさって、自民党の文教部会の方でも御苦勞なさるし、大臣も御苦勞なさるし、坂田先生や多くの先生まで煩わしてとにかく芽を出したということも大変評価しています。しかし、やはり文部省が九年を出したということもあるし、私どもはそれよりもっと短くということも言ってきたいきさつもあって、これはいつ検討するかについても、五年後に検討するというようなことも出て、それを三年後に検討してほしいというようなことから出た合意ですから、この合意が何のためになされたか——これは検討の結果十五年にすることもあるとか、そのままでいいとか、そういう答弁はもう結構なんです。この合意の精神というものは、何とかして最初御確認していただいたようにできるだけ早く子供たちのために実現したい、それをできるだけ早くする、どうすれば早くできるかというこの検討をするためのこの合意である、こう意思統一をしておかないと、後でまた、いやそうじゃないなどと言われたら困りますから、その合意であるということをお願ひいた

いと思いますが、文部大臣はいかがですか。

○谷垣国務大臣 各党の間でのお話の経緯を詳細には存じておりませんが、いろいろなそれぞれの御主張がああいう形になったということは漠然としてではありますがお聞きをいたしております。したがって、いまここで私の口から、それは年限を縮小するための検討をするのだという趣旨のお答えを申し上げるのは遠慮をさせていただきたいと思いますが、従来から文教の当委員会におきます種々な御決定その他の御意思は十分に承知をいたしておりますので、そういう御趣旨のこと頭の中には十分含んで検討すべきものだ、こういうふうな考えております。

○湯山委員 この文教委員の人は、これを早く実現するためにそれぞれみな努力してきた人ばかりです。そこで大臣がいまのような御答弁をなさると、これははなはだ不本意なことになります。十二年を延ばせという意見がどこからありましたか。そこからまずお聞きします。

○谷垣国務大臣 政府の部内で行っている検討いたしましたのは、初めからとにかくやらないんだという、つまり十二年、十三年、十五年というふうな問題よりもっと厳しいそういう意見もそれぞれ開陳をいたした結果として十二年という年限というところになった経緯があるわけでございます。

○湯山委員 だから、それでよければそれでいいのですけれども、とにかく三年後にもう一遍見直すというの、それではまだ不十分だという気持ちと、十二年というその交渉の中で出たことだ——これは客観的な事実ですからお認めになりますね。

○谷垣国務大臣 文教委員の皆さんの御意見がそういう御意見であることは十分承知をいたしております。

○湯山委員 そこで、そのことにつきまして去る四月八日に、安倍政調会長それから各党の政審会長ですか、そういう人と大蔵省の主計局長とで、この合意事項に対する対処方針というのを話し合

○禿河政府委員 そういってお話は承っております。

○湯山委員 そのときに、主計局長の御意見が大体そのまま書類になっておるのですけれども、「四十人学級など教職員定数改善計画 概ね三年後に、各般の状況を勘案し、その後の計画につき検討する。」ということについて、対処の方針として「その時点で適切に対処する。」こうお答えがあったことも御存じでしょうか。

○禿河政府委員 存じております。

○湯山委員 この「適切に対処する。」というのは、たとえば他の中小企業信用保険公庫の出資の増額とか行政経費の節減とかというもののについては、対処方針では「適切に対処したい。」という願望的な言葉で言っておりますけれども、この四十人学級については「その時点で適切に対処する。」と言いつつております。これも御存じでしょうか。

○禿河政府委員 「適切に対処したい。」とかあるいは「適切に対処する。」とかということでは何か特別大きな意味の差があるものとしてまで私どもは受けとめておりませんけれども、この四十人学級の問題につきましては、「その時点で適切に対処する。」こういう御返答をしたということは承っております。

○湯山委員 大変明確な御答弁で安心いたしました。つまり「適切に対処する。」というのは、いま申し上げましたように、この再検討というのはいまのような経緯で生まれたので、そのことは大臣もお認めになったとおりです。だから、大臣がお答えになったような方向で、しかも「適切に」というのはその趣旨に合うようにということなんです。それから適切に対処されるというように理解しておりますが、それでよろしいですね。

○禿河政府委員 私ども四党間で御指摘がございましたような合意事項があり、それに對しまして政府といたしましてはおおむね三年後にその後の計画について検討をする、こういう合意を踏まえまして「その時点で適切に対処する。」というふう

に御返事を申し上げたことは存じておりますが、何分にもおおむね三年先において検討される事項でございますので、その時点におきます検討の方

○湯山委員 大蔵省の御答弁としてはあるいはそうかもしれませんが、いまま私と文部大臣との間で質疑応答いたしましたこと、そして私がどういう意図でお尋ねしておったか、お答えをいただいたかということについては十分御理解いただいたと思いますが、いかがですか。

○禿河政府委員 先生の御質疑、これに對します文部大臣の御答弁、それは私も十分拝聴いたしておりました。お気持ちはある程度私もわからな

○湯山委員 ちょっと禿河さんにしては歯切れが悪いように思うのですけれども、残念ですけれども——まあ残念じゃなくても三年後の結果をひとつ見せていただいて、いまの御答弁は事実をもつてぜひお示し願ひようにお願ひしたいと思

それから次に、大臣はああい御答弁をなさいましたけれども、今日こういう状態になったというの、これは政府、文部省の重大な責任だと思

も、予算措置で事務職員と養護教員を六百ずつとかく全国へ配ったわけですね。それは、五十四年

からこれがスタートする、その何と云うのですか、できなかった穴埋めというのか、出た形にするというのか、どっちにとってもいいような措置がなされていきます。しかし考えてみると、五十四年の予算編成のときにはいまのような財政再建の厳しい方針はありませんでした。むしろ公共事業によって景気を浮揚させるんだというのでした。でも、もしこれがちゃんと間をあげないで五十四年に出ていたら、私はもっと結果は違っていたと思うのです。

それから、先ほどの校舎の建築についても、むしろ巨大な公共事業じゃなくて需要を喚起するようにそういう住宅とか学校とかいうものはどんなやろうというのが五十四年の方針でしたから、もし文部省がその調査を四十九年にすぐのこととしたりというのでやっておればそういうことはなかったけれども、残念ながらその調査が五十四年に持ち越されて、そして五十四年にこの法案を出すことができなかった。こう考えてみると、私はその責任は挙げて文部省にある、谷垣文部大臣にあるとも申しませんし、あるいは初中局長にあるとも申しません。とにかく文部省という、文教行政の責任者が今日こういう状態に難儀をしなければならぬ。その原因は文部省にある。これはひとつ谷垣文部大臣、わしは知らぬことだといふのじゃなくて、文部大臣としての地位はずっと一貫しておるのですから、文部省に責任があったといふことをお認め願いたいと思います。

○谷垣文部大臣 五十三年に終わりました計画が五十四年度から引き続いて改善されて第五次に入り得なかったというところは御指摘のとおりであつたわけでございます。その間に十分な調査あるいは研究等がなされていなかったといふこともございまして、あるいは財政状況が今年とものと違つて、あるいは振り返つてそういう御意見が出るわけでありまして、恐らく五十四年度の予算編成をいたしますときにはその当時の皆さんが考えられた予算編成の条件というものは、やはりそれはそれとして私は厳しかった事情もあつ

たのだらうと思ひます。いま振り返つてみまして、過ぎ去つてみると五十四年度の財政状況よりも五十五年度の方が厳しい、これは事実であらうと思ひますが、これはいま振り返つての議論でございますので、文部省に責任があるとかないとかいふ議論を言つてみてもどうかと思ひますけれども、文部行政の責任を負つておるものは文部省でございますので、その点につきましては文部省としても十分反省をせなければならぬ、こういうふうに思ひます。

○湯山委員 結構です。おっしゃる通りに私は死んだ子供の年を数えようとは思ひません。そうじゃなくて、そういう文部省の責任というものを、いま大蔵省へも申し上げましたように、三年後の検討のときに事実をもつて示していただく。まだそういう余地が残つておりますから、たとえそのときの文部大臣が谷垣文部大臣であらうがだれであらうが、この責任はやはり文部省の責任として感じてもらいたいといふことを申し上げたまででございます。おわかりいただいたでしようか。

○谷垣文部大臣 文部行政の責任を担つておるのは文部省でございますので、文教の政策が促進されるように努力をせなければならぬ、かように考へております。

○湯山委員 大変失礼なことを申しましたが、これはぜひ申し上げたい点であつたので御了承願ひたいと思ひます。

その次に、これからこの四十人学級及び定数改善をやつていくのに一番基礎になるものは児童生徒数だと思ひます。ところが、その児童生徒数についての把握、一番基本になるものが悪い言葉で言へば非常にずさんであつたといふことを指摘しなければなりません。それはやはり同じように子供たちのためにこの計画をできるだけ早く実現するといふ観点から申し上げたいのです。

きょうお配りいただいた資料を見ますと、旧生徒児童数と新と二通りあります。「公立小・中学校児童・生徒数の推移」(旧推計)それから同じようなので(新推計・五十四年十二月)こう二つあ

ります。しかも、この根拠になるものは「人口問題研究所の「日本の将来推計人口」を基礎に推計した」とあるのですから、材料は同じです。しかも、文部省が同じ材料を使つて一年くらいたつておると思ひますけれども、その間にこの推計で見ますと、昭和六十六年度で見ても、あるいは一番おしまひの七十年で見ても、生徒児童数に百万以上の差があるのです。これは人口問題研究所の資料でやつたといふことを聞きましたから、私も同じいまの人口問題研究所の資料をもらひました。

ところが、いまのように同じ資料で、これ以外の資料は人口問題研究所にはないのです。高、中、低、それから何とか一定推計値を掲げた何とか出生、これしかない。五十五年度も調査したいと言つただけけれども、河野さんが切つたのじゃないと思ひますが、切られたそうです。だからもう五十年のしかない。この同じ資料でどうしてこんな百万も差のあるものが出てきたのか私ははなはだ心外千萬なので、お尋ねしたいと思ひます。

○諸澤政府委員 これはいま御指摘のように、小学校の子供で言えば昭和六十一年度以降は出生数の推計によらざるを得ない。そこで人口問題研究所に御相談をしたわけですが、人口問題研究所では、推計値のとり方として三つ持っています。それは一人の女性の生涯累積出生児数を平均幾らと押さえるかといふと、高位推計値出生といふのが二・一五人だ、中位といふのが二・一人、低位といふのが二・〇五人、こういうことなんです。

では、いまの六十一年度以降の児童生徒の数の推計値でとるかというその出生率の問題になるわけ、これは去年の八月に予算要求をした段階で相談したときは、まあ中位推計値で計算した方が妥当だろう、こういうことでやつたのが、さつき資料としてお示ししました従来推計といふ数になつてゐるわけです。ところが、その後いろいろ意見を聞いてみますと、このほかに出生力一定推計値出生、つまり特定の年をとつてそのときの出生率をどのくらいかといふのを調べますと、五

十年の実績として一・九一人といふのがあつたので、これは私はよくわかりませんが、要するに四十九年以降の石油ショックなどがありまして実績が下がるのだそうです。そういうこともあつて人口問題研究所としては、従来の中位推計値をとるのはちょっと多過ぎやしないか、こういう判断がございまして、それならばどのくらいにしたらよろしいかと相談しましたら、いまの低位推計値出生が二・〇五、それと出生力一定推計値出生一・九一、この中間ぐらいが現実の予想としては妥当ではないか、こういう専門的な立場からのアドバイスがございましたので、そこで十二月の予算折衝の段階では、いま申しましたような最新推計という形でこの数字を使ひますと、結果としては七十八万、八十万程度の差が出てきたといふこととございまして、経緯を申し上げますとそういうことになるわけでありまして。

○湯山委員 それがおかしいでしょう。この数値は昭和五十年代のものでは。ですから、いままでのが狂つてきているのはわかつておるわけですよ。五十、五十一、五十二、五十三、五十四とも明らかに狂つています。それを五十三、五十四に中位なんといふのはとんでもない。これは低位よりもっと下ですからね。それを中位をとつて出して、そんなことをするのですから、大蔵省が見たらびびりするような数字が出るわけですよ。

もう一つきよいいたいた資料の中で、概算要求のときの数字と、それから「十二年計画における自然増減教職員定数および学級編制基準の改善による改善増教員定数」という二つの表が一枚のプリントにあります。これだけで見ても五十五年度から両方がずつと合つておるのです。ところが、六十年度になるとここで三百ぐらい先生の数が違つてゐる。それから六十一年度で千八百ぐらい、六十二年度で二千五百ぐらい、六十三年度では三千以上、同じ六十三年度までとてみてもこれだけの合算七千ぐらい違つてゐる。こういうもので概算要求をやるから、実際は七千も違いますから、本来から言えば自然増減のところであ

は、計では四千ぐらい減つておる。三角の四千ぐ
らいでなければならぬのが三千六百七十一、こ
こではこういうふうになつても七千も見ておるの
です。

これは人口のとり方がきつておる。三角の四千ぐ
らいでなければならぬのが三千六百七十一、こ
こではこういうふうになつても七千も見ておるの
です。

これは人口のとり方がきつておる。三角の四千ぐ
らいでなければならぬのが三千六百七十一、こ
こではこういうふうになつても七千も見ておるの
です。

これは人口のとり方がきつておる。三角の四千ぐ
らいでなければならぬのが三千六百七十一、こ
こではこういうふうになつても七千も見ておるの
です。

これは人口のとり方がきつておる。三角の四千ぐ
らいでなければならぬのが三千六百七十一、こ
こではこういうふうになつても七千も見ておるの
です。

九千万になりはしないかと。毎日が朝日新聞に
出ていました。それは二まではない、夫婦で子
供が二人生まれぬ。それでいけばそうなるの
で、これも研究所の調査員の人、婦人の社会的
進出、子供中心から夫婦中心に変わつてきた、住
宅事情、教育費等生活費の増大、それが原因にな
つて人口の減少傾向、出生率はもと下がる、い
まそこでやつておる高、中、低、それから何とか
掛けたもの、もつとくくも少し、こう言つて
おるのです。それで感觸としてどうですかと聞い
たわけだ。

そうすると、これはいまこの数字でこんなにい
つていますけれども、実際はもと下がる可能性
が多分にあります。あるいは六十六年までの期間
でもそれ以後においてもそうだし、何しろ生ま
れてない子供を六年数えておるのですから。そう
でしよう。そこで、私がこれを言うのは、調査は
もつとしっかりしたものにしたい、人口問題
研究所も、こういう数字は責任を持って、私
たちが発表しておるのはいまの高、中、低、それ
とある指数を掛けたもの、四通りしかありませ
ん、あとのものはみんな、言葉は悪いけれどもや
みです、勝手にやつたこと、お聞きになつた
かもしれないけれども、そう言つておるのです。

そこで、こういうことを申し上げるのは、概算
要求したときよりは今度の方がはるかに事実に近い
づいておることは認めますが、これでもまだ遠い
のです。だから、これはもつと減る可能性がある
わけだ。そうすればその分だけ年数を四年か五
年短縮することも、そんなに大きくはないかもし
れぬけれども、そういうきつかけになるものはあ
るのです。

これは大臣、いま結論の方を先に言つてしま
したけれども、私はもし朝まででも粘れと言わ
れればこの人口の数字で本場に朝まででもやりま
す。これはけしからぬですよ。文部省は、今度概
算要求のときよりも七千名もトータルを少なくし
ておるのです。トータルが何で出たかという、
六十六年まで積み上げなければならぬのです。

その数字がそんなに大きく百万も違つてゐる。こ
れは本来ならば断じて許せない。しかし、きよう
はもうそういうことを言いません。言いません
が、そういうことを考えていたならば、大臣、さ
つきのように私から言えないやとか何とかじゃ
なくて、これは重大な問題ですから、やはりきち
つとそういうものをやつて、そしてこの合意の趣
旨に的確に合うように全力を上げてやりますと言
わざるを得ぬでしよう。いかがですか。

○谷垣国務大臣 いまこういう人口の出生その他
の推測は恐らく人口問題研究所のあれによる以外
にないだらうと思ひます。私も社務に属してあり
ましたので、人口問題には少し関係してやつてま
いりました。しかしこれが非常にデリケートな
数字なんです。このことは、生むか生まぬか
という人の気持ち、これが非常に違ふのです。正
直なところ、これは人口問題を議論いたしますと
きに非常に重要な問題なんです。つまり、先ほど
夫婦で二名と言つても、とてもそんなところ
へいつてない。これは非常に大きな問題で、そう
いう問題も考えますと、この数年のうしろ問題
によります出生率の問題は実は重大な問題なん
です。それで、いま申しますような趨勢値を
とる場合にこういうような問題が生じ得る可能性
というものは人口問題の推測には出てくると思
ひます。

いま具体的な数字でいろいろ御指摘を受けまし
たけれども、そういうような条件がそれぞれこの
数年の間に、三年後の状況を踏まえますといふ
ような問題が出てくることは覚悟しなければならぬ
点だと思ひます。したがって、三年後の検討
という問題は時期的にも非常に大切な時期だとい
ふふうに私も考えております。そういうことで先
ほど来お答えをいたしましたように、当委員会の
いままでのそれぞれの御議論その他も十分にわか
まえて検討をいたしたい、かように考えます。

○湯山委員 これはもつと言ひたいことがあるの
ですけれども、人口の問題は、本當を言えれば六年
でやればそんなことは一つもなく済むのです。

もう生まれておるのですから。六年から向こうが
問題なんです。大臣も言われましたように、
五十年以降ある程度事実を積み重ねてきて、これ
じやいかぬといふことを考えておるし、事実合
わせていくためにはどうしたつてひん曲げなけれ
ば合はぬのです。その作業を文部省がやつたとい
ふことですが、とにかく文部省が当初考えてい
たのよりははるかに少なく済む、これは間違ひ
のないことです。ですから、こういうことも申し
上げて、生徒児童数というのが一番大事なんです
から、いまのような点で三年後にはぜひひつぱな
結論を出していただくことを願ひします。

それからもう一つ、これはそれと関連を持つて
おりますけれども、習熟度の問題です。これはい
ろいろ調べてみましたが、やはり疑問が消えませ
ん。さつきからお話もありましたが、大学局長、
お茶の水や東京学芸は、これをやつておるのだう
か御存じでしようか。習熟度です。

○佐野政府委員 付属学校で習熟度別学級編成を
行つてゐるかどうかについては、私は承知をして
おりません。

○湯山委員 私聞いてみましたら、学芸大学は、
そんなことはよくないことだからやらないと言
つておりました。それからお茶の水は、数学ではI
をとるのとIIをとるのとIIIをとるのというように
区分してゐるということ。これは局長の御説
明とは両方とも違つておると思ひます。

そこで、その他にも聞いてみたのですが、たと
えば本年度の六百名、各府県でどんなにしてお
るかというのとはおとりになつたでしょうか。習熟
度別で何百名、その他で何名というのとはおわか
りでしょうか。

○諸澤政府委員 まだ聞いておりません。

○湯山委員 私は幾つか聞いてみました。しかし
返つてきたものでは、おかれておる者を追いつかせ
るというこのためにやつておるといふのは一つ
しかありませんでした。それは指定校です。局長
の言われた指定校、工業高校です。ですから、英
語、数学ではありません。数学と国語です。それ

について学級編成をやつて、それで数学なんかも大変熱心な人で成果が上がっているということでした。しかし、その他はほとんどそういうのはやっております。どうしておるかという点、進路等を特に重視している。指導主事にも聞いてみたのですが、やはり進路です。その進路は何で分けるかというと、共通一次を受ける者、受けない者、こういう区分をして学級編成をしています。

あるいはまた六百名の割り当ての分については、小規模な田舎の方の学校は四十五名の学級定数だけ志願者がいないです。そうすると、生徒数に応じていままでやっていたが、今度学級数になりましてから、従来の生徒数でやっていた分は他よりも教員の配置の率が少ない。六百人中の割り当ての分はそれへ埋めたというのです。ですから、局長の言われる意図はちつとも通じてないし、われわれが心配したようにやはり進路別です。父兄にも相談しました。共通一次を受けるといふ者を編成してやっていると。こうなると、局長の言われる習熟度と実態とは大変に違っている、こう思いますが、いかがですか。

○諸澤政府委員 先ほども申し上げましたけれども、習熟度別学級編成というのは、現在の高等学校教育の実態を見た場合に、たとえばいま先生は東京学芸とかお茶の水を挙げられましたけれども、あれは非常に別種の入学試験をやつて、ほぼ質のそろった子供をとっていますから、これは習熟度なんてやる必要はないと思います。しかし、各県の高校入試の実態を見ますと、県の教育委員会はいやがってなかなか言いませんけれども、私の聞いているところでは、英語や数学がゼロの子供が入っているのです。しかし、いまの高等学校の共通必修の中身を見ますと、現在では数学と理科というのは最低六単位はやるということになっているのです。これはとても実問題としてこなせない子供がいるというので、今度はその六単位自体を四単位にしばつたわけです。しかも、その四単位の修得の仕方も、従来は毎週四時間一年間やらなければいけませんよ、こう言つておつた

けれども、実態としてはそれで履修できない子供もいますから、そこで、そういう場合には六単位時間かけてもいいから四単位時間やりなさい、こういう指導をしたり、あるいはどうしてもしようがなければ、二単位の中身でも場合によっては構わないということまで弾力化しているわけで、習熟度という問題もまさにそうした実態に対応した履修方法の改善という見地から私も考えたわけでございます。したがって、先生おっしゃるようなことは、これを発表しますと、確かにそんなことをやると習熟度に名をかりて受験第一主義の学校ができたり、あるいは非常に質の悪い子供だけ集めて非常にレベルの低い教育をしたりということがやりやすくなるんじゃないか、それはけしかぬぞという御批評を私にいただいております。しかし、私はそういう危険があることは十分承知しておりますけれども、それだからといって、いまの習熟度のような対応をしないでは本当に子供の教育が徹底できるかという点、私はできないと思つたのです。そういう意味で、これはどうしてもやりたいということだ始めたことでございますから、いま先生がおっしゃるような点は十分考えなければいけませんけれども、そのやり方については工夫をこらしたい、こういうふうに思つたのです。

○湯山委員 私は、局長のその考えは一〇〇%支持します。それは支持するのですけれども、しかし果たしてそれで言われるようになるのか。たとえばいまの受験地獄、それから学歴社会、そういうものを控えて一体他の父兄もそのことを納得するかどうか。高校の教育に当たつておる校長さん自体が、うちは今度はこの大学に何人入つたというふうなものをちゃんと掲示してありますよ。そういう状態の中へいまの局長の言う理想的な状態を持つていつて果たしてそれが局長の考えどおりにいくかどうか。私も、高校は全員入学、ともすれば義務制でもというぐらゐに考えております。そう言ったときに、習熟度のおくれというのがあることは事実です。それを引き上げてやる、それは高校へたくさん行けば行くほどその必要は感じます。それをやるのならやつてよろしい。しかし今日の状態では、それは非常に理想的なことを局長は描いておられるし、あるいは中教審の人もそれを描いたかもしれないけれども、いまの高校の中へそれを持ち込んでいつて果たしてそれがこなるかどうかという問題は残ると思つたのです。

そこで、それならいつそ小学校のように学級の定数を少なくして増配になる分をふやしていくというところの方が効果的じゃないかなという気もするし、その辺のことは信念は非常に尊敬します。また、考えも間違つていゝところじゃないか、正しいと思つてすけれども、現実がそれに合っていない。社会、父兄、教師、合っていない状態であつたしてできるかどうか。現にお茶の水だつて学芸大学の付属だつて全部が全部東大が受かるわけじゃないのですから、やはりおくれしているのも早いのもあると思つたのです。だから、お茶の水なんかは、いまの数学Ⅲへ行く者、Ⅱへ行く者――Ⅰはやはりおくれおつておると思つたのです。それはあるのですから、やる気になれば、どんなに優秀なのがおつていゝと言われる高校だつてできないことはない。しかし、局長がお考えになつていゝようなものにはほど遠い困難な状態にあるというところを申し上げたいのです。それで意見はいろいろありましてしょうけれども、私は言われたことはよくわかるし、本当に高校に全入すればそういうことがうんと必要になつてくる。したがつて、いまの九学級に一名ぐらゐじゃなくて、ひよつとすると九学級三名ぐらゐやらぬといふまいというところも考えないことはないのですけれども、この辺は十分御検討願ひたい。そうしないと、やつてみて一体何のために共通一次をやつたのか、一体なぜ普通の高校課程をやつておれば受かるというふうな指導をしたか、こういうことも問題ですししますから原則的にはそのことを申し上げま

す。それから高校一年生は対象になりませんよ、ね、入つたときには習熟度はないんだから。一年生は

どうお考えだったのですか。

○諸澤政府委員 高校の実態からしますと、一年に入つてきた子供は、先ほど申しましたように入学試験のテストの成績が特に開きがあるのはやはり英語と数学なんですね。そして一年で勉強する中身というのは、共通必修の中身を大体やるわけです。少なくとも高等学校生徒として基礎的な教養を国語、社会、数学、理科、英語というふうなものでやるということになりますから、実態としてはやはり一年でかなり必要になるわけですね。

そのやり方はどういふふうにするかということなんです。これは各県に聞いてみますと、やはり入学試験のときのテストの成績が一つございまして、それからそういう試みをやる場合には、英語とか数学について改めて学校でまたテストをして、その結果を参考にし、本人の希望や親の考え方も聞いた上で、そこでグループ編成をしてやるというふうなことをしてやつていゝようでございます。

○湯山委員 それはぜひやめてほしいのです。それは高校も困ります。それから高校へ入つてそういうふうに分けられるということがわかる。――中学校で余分な受験勉強をしており、いまでもやつておるのですけれども、そこでとにかく入つて、そして一学期なら一学期やつてそれから分けるなら本人も納得するでしょうけれども、入学したときからおまえは遅進児学級、おまえは普通学級、これでは余りにもかわいそうではないでしようか。これは現に良心的な高校の先生が困つておりました。この入学試験の成績で、県一律にやるのですから、それをもらつてきて、それで、おまえはおくれおつた方へ行け、こういうことはまことにどうもせつなく入学して喜んでおる子供に相済みぬ。文部省は何か例を示した中で一年からやれというところが書いてあるけれども、これは困りますという訴えがありました。私はもつともだと思つたのです。中学ではそうであつても、高校へ来たから機一転ひつと伸びる子供はたくさんありますよ。ですから、いまの問題はひとつ

考えてほしいということです。

○諸議政府委員 おっしゃるところはよく理解できるところですが、もちろんそういう習熟度という場合に、ホームルームの編成自体は別に差別をするわけじゃない。ただ、英語や数学などの勉強の際にグループを再編成してやらせるということ、それを四月早々からやるのがいいのか、あるいは一年といつても二学期ぐらいからやるのいいのか、あるいは六月ぐらいからやるのいいのか、これは学校の判断だと私は思います。それから一方では、それは言っても、入学した時点で英語とか数学はかなり学力の差があるのも事実であり、この勉強はやはり積み上げの上に重ねていくわけですから、基礎がなくては一緒にやれと言ってもなかなかできない場合もある。ですから、この辺の扱いというのは、先生がおっしゃるような子供に対する影響とか教育の仕方とか、いろいろ考えながらやってもいいわけじゃないか、ということだと思えます。けれども、一年の間は全然やるなというのとはちよつと実態としても困るし、本当に力をつける意味からいっても、やはり必要な場合もあると思えます。その辺は私も十分に指導をして弊害を起さないようにしたいと思えます。

○湯山委員 いまのは、とにかく入学して非常にうれしいうちにそうやられるのは困るということですが、先生の方がやりにくいということですが、それを埋め合わせる方法は幾らもあると私は思うのです。入学の成績はホームルームの先生にわかつておるわけですから、おまえ英語が入試で少し悪かった、しっかりと勉強せいというような励ましはやはり大事なんです、教室へ並べて、また教科書でこゝろやるよりも、そういう励ます言葉がどれだけ大きい力を持つかわからないのです。とにかくいまの指導はそういう点がやはり抜けておるところがあるのです。せつかく局長がいい考えを持って、ですから、ひとつよく研究して御趣旨に合うようなものにしていただくことをお願いしたいと思えます。

最後に、もう一遍申し上げますけれども、とにかく四十人学級にするというのは教育をよくすることににつながるから、一年でも、一日でも早くすること、これは大臣がおっしゃったとおりです。そしてそのために三年後の見直しがありまふ。もう一遍繰り返すことはいたしませんけれども、何のためにあの合意がなされたか、その趣旨を十分お考えください。しかも、事ここに至つたのは文部省の重大な責任もあるということも申し上げました。そこで、それをお含みの上で善処していただくことをくれぐれもお願い申し上げます。質問を終わります。

○谷川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○谷川委員長 この際、本案に関し、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合共同提案に係る修正案が深谷隆司君外二名より、また、日本社会党提案に係る修正案が中西績介君外三名より、また、日本共産党・革新共同提出に係る修正案が山原健二郎君外二名より、それぞれ提出されております。

各修正案について提出者より順次その趣旨の説明を求めます。深谷隆司君。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○深谷委員 私は、提出者を代表して、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合共同提案に係る修正案について御説明申し上げます。

案文につきましては、すでにお手元に配付され

ておりますので、朗読を省略させていただきます。修正案の趣旨は、本案の施行期日ですでに経過しているのに、この法律は、公布の日から施行するとともに、これに伴い、昭和五十五年度における義務教育費国庫負担法等の規定の適用について所要の措置を講じようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○谷川委員長 中西績介君。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○中西委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となつております法律案に対する修正案について御説明申し上げます。

案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

修正案の要旨は、行き届いた、きめ細かい教育を望む国民の強い要請にこたえるために、日本社会党は、学級編制及び教職員定数を抜本的に改善するために、昭和五十三年、第八十四国会に、義務教育諸学校及び高等学校等の四十人学級、教職員定数標準の改善に関する法律案を提出してきたところであり、その方針には今日もなおいささかの変更もないのでありますが、その後本委員会に教職員定数等に関する小委員会が設置され、その小委員長報告が本委員会において全会一致で承認された経過があり、これを受けて文部省は、昭和五十五年度予算要求としていわゆる九カ年計画を提出いたしました。

もちろんこの九カ年計画にしても、小委員長報告とその内容の中心要素である昭和四十九年改

正の本法案の附帯決議の趣旨を満たすものではありませんが、その後の予算編成時及び昭和五十五年予算成立に至る間における各党の動向等を考慮して、当面、学級編制及び教職員定数の標準の改善計画を九カ年とすることが小委員長報告の実現に近づく最善の方途と思考し、その所要の措置を講じようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○谷川委員長 山原健二郎君。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○山原委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由の説明を行います。

修正案案文につきましては、すでにお配りしてあるとおりでございますが、その内容は、一、小中学校の四十人学級制及び教職員配置基準改善の計画達成度を原案の昭和六十六年度から昭和五十九年度に短縮する。二、高校についても四十人学級制を実施する。三、学級編制基準及び教職員配置基準を文部省の当初案に基づき修正するということであり、

以下、その理由を申し上げます。教育の荒廃を打開し、どの子にも基礎的な学力、体力はもちろん、豊かな情操と市民道徳をしっかりと身につけさせる教育を実現することは、国民の一致した願いでございます。この点で、少し詰め教室を解消し、教師が一人一人の児童生徒に行き届いた指導を行えるように教育条件を整備すること、とりわけ国際的にも常識となっている

四十人以下の学級編制を速やかに実施することが緊急不可欠の課題となっていることは、いまさら申し上げる必要もございません。ところが、今回政府が提出しています定数標準法改正案は、早期実現を求める国民の期待に反し、四十人学級編制の完全実施をはかるか十二年後に引き延ばすものとなっており、高校については、最も切実かつ深刻な事態に直面しているにもかかわらず四十人学級編制そのものを見送っています。

従来第一次から第四次まで五カ年計画で実施してきた定数改善を十二年とするのは、昭和四十九年全会一致の衆参両院の文教委員会における附帯決議、またこれを再確認した昭和五十三年の本委員会の決議にも反するだけでなく、四十人学級を最も必要としている過密地域が後回しになる。二、今年度からでも四十人学級が可能な市町村でもその実施が長期にわたって引き延ばされる。三、同一市町村内で、四十人学級と四十五人学級が併存する不公平が生ずる。四、毎年度の計画がないため、自治体は施設整備や教員配置の見通しを立てがたい。五、児童生徒減少地域では教員の削減問題さえ起こりかねないなどの弊害を引き起こす可能性が生じてきています。

政府は、四十人学級制実現を十二年計画とする最大の理由に今日のわが国の財政危機を挙げている。そして今年度予算編成に当たって、大蔵、文部両大臣の確約事項を交わし、「計画期間の各年度の教職員の改善規模は、経済情勢、財政状況等を勘案し、弾力的に決定する」と約束し、さらに財政再建期間中は改善増は抑制する、特に昭和五十七年度までは厳しく抑制すると明記していますが、これは教育政策を長期にわたり財政に従属させるものであります。私は、教育が財政と全く無関係で行われるものとは思いませんが、民族の未来を担う子供たちを育成するという国の大事業が長期にわたり全面的に制約を受けることは許されないことだと思えます。また、過去における教育の改善が豊かな財政状況のもとで行われたとも思っています。この点で、私は、四十人

学級制を五カ年で完全実施することは財政上も可能であると考えています。修正案による教職員の増員は、養護教員、事務職員の全校配置などを含めまして、小中学校で十二万一千名、高校で四万六千名であり、これに要する国庫負担は最終年度で二千五百億円程度であり、毎年度の増加額は五百億円弱と考えています。これは今年度の防衛予算増加額一千三百五十七億の四割以下であります。

私は、以上の観点に基づき、本修正案を提案しましたが、教育立国という大業の達成のために、同僚各位の御賛同を心からお願ひ申し上げる次第であります。

なお、この問題に関し、おおむね三年後に、各般の状況を勘案し、その後の計画について検討を行うとの御意見もございしますが、この点に關しましては、昭和四十九年の本委員会の附帯決議の「これまでのように標準法を五年計画に即して五年ごと改正する慣行を改め、本法案に基づく五年計画実施中に以上の各項目の措置実現のための法律改正を行うこと」という趣旨との矛盾も感ぜられます。また、わが党の修正案の五カ年計画でやれとの趣旨から申しましたが、また、おおむね三年間を、たとえば三年間は適用市町村を五十五年度の二百十八市町村以上には拡大しないなどの答弁に見られるように固定化しかねない可能性を内包する、この点についてのみ賛同できないことを申し述べます。もちろんわが党は、計画の早期完結を目指して来年も再来年も不転換の気持ちで努力する決意であることをあわせて申し上げまして趣旨説明を終わります。

○谷川委員長 これにて各修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、山原健二郎君外二名提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において意見があれば、この際、発言を許します。谷垣文部大臣。

○谷垣文部大臣 ただいまの修正案につきましては、政府としては賛成しがたいものでござい

ます。

○谷川委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありません。

直ちに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案の採決に入ります。

まず、山原健二郎君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷川委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、中西績介君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷川委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、深谷隆司君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷川委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷川委員長 起立多数。よって、修正部分を除いた原案は可決し、本案は修正議決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○谷川委員長 この際自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び西岡武夫君共同提案による学級編制及び教職員定数改善計画促進に関する件について本委員会の決議を行うべしとの動議が中村喜四郎君外四名より提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。中村喜四郎君。

○中村(喜)委員 私は、提出者を代表いたしました。ただいま議題となりました動議につき、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

学級編制及び教職員定数改善計画促進に関する件(案)

政府は、ゆとりある教育の実現、教育条件の整備充実を図り、教育水準の向上を一層促進するため、四十人学級編制及び教職員定数改善計画について、概ね三年後に、各般の状況を勘案し、その後の計画につき検討を行い、昭和四十九年標準法改正案に対する本委員会の附帯決議の趣旨を尊重し、最善の努力を行うべきである。

右決議する。

以上でございます。

本決議案の趣旨は、ただいま朗読いたしました案文に尽きていますので、詳細な説明は省略することといたします。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○谷川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

これより本動議について採決いたします。

学級編制及び教職員定数改善計画促進に関する

件を委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷川委員長 起立多数。よって、本件を委員会の決議とするに決しました。

本決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。谷垣文部大臣。

○谷垣文部大臣 ただいまの御決議につきまして、十分検討をいたしてまいります。

○谷川委員長 なお、本決議に関する議長に対する報告及び関係各方面に対する参考送付等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る二十三日午前十時理事会、午前十一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案（案谷川委員長外二名提出）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和五十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第五項中「次項において」を「以下」に改める。

附則に次の一項を加える。

（昭和五十五年度における義務教育費国庫負担法等の規定の適用）

7 昭和五十五年度においては、新標準法及び新高校標準法（この法律の附則を含む。）の規定が昭和五十五年四月一日から適用されたものと

みなして、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号）その他の法令の規定を適用するものとする。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案（中西橋介君外三名提出）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和五十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項から第四項まで中「昭和六十六年」を「昭和六十六年」に改める。

附則第五項中「昭和六十六年」を「昭和六十六年」に、「次項において」を「以下」に改める。

附則第六項中「昭和六十六年」を「昭和六十六年」に改める。

附則に次の一項を加える。

（昭和五十五年度における義務教育費国庫負担法等の規定の適用）

7 昭和五十五年度においては、新標準法及び新高校標準法（この法律の附則を含む。）の規定が昭和五十五年四月一日から適用されたものとみなして、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号）その他の法令の規定を適用するものとする。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案（山原隆三郎君外二名提出）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、公立義務教育諸学校の学級編制

及び教職員定数の標準に関する法律（以下「標準法」という。）第三条第二項の表の改正規定中「十八人」を「二十二人」に、「十人」を「八人」に改め、同条第三項の改正規定中「七人」を「六人」に改める。

第一条のうち、標準法第五条の改正規定中「を」を「に」に改める。

「第八号第三号並びに」を「の下に」並びに「に」に改める。

第一条のうち、標準法第七号の表の改正規定中「二五〇」を「二八六」に、「二二〇」を「二五〇」に改める。

第一条のうち、標準法第七号の改正規定中「二百二十一人から二百人まで」を「二百一人以上」に改める。

第一条のうち、標準法第八号第一号の改正規定を次のように改める。

第一条のうち、標準法第八号第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定を削る。

第一条のうち、標準法第八号第二号の改正規定中「七百人」を「六百人」に、「六百九十九人」を「五百九十九人」に改める。

第一条のうち、標準法第八号の表の改正規定中「三千人」を「二千五百人」に、「五千一人」を「三千一人」を「五千一人以上」に改める。

第一条のうち、標準法第九号第一号の改正規定中「四学級以上の」を削る。

第一条のうち、標準法第九号第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定を削る。

第一条のうち、標準法第十一号第二号の表の改正規定中「一九二」を「一三三」に、「一五〇」を「一五八」に、「一七〇」を「一三〇」に、「二〇〇」を「一九三」に、「一五〇」を「一五五」に、「一五〇」を「一五五」に、「一五〇」を「一五五」に改める。

第一条のうち、標準法第十二号第四号の改正規定中「四分の一」を「三分の一」に、「三分の一」を「二分の一」に改め、同号の表の改正規定中「四」を「五」に、「五」を「六」に改め、同条第五号の表の改正規定中「二」を「三」に、「三」を「四」に、「四」を「五」に改める。

第一条のうち、標準法第十三号の改正規定中「十」を「五」に改める。

第一条のうち、標準法第十三号の改正規定中「十」を「五」に改める。

第一条のうち、標準法第十三号の改正規定中「十」を「五」に改める。

第一条のうち、標準法第十三号の改正規定中「十」を「五」に改める。

える。

第二条のうち 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「高校標準法」という。）第九条第一項各号の改正規定の前に次のように加える。

第五條中「二百七十人」を「二百四十人」に改める。

第六条中「四十五人」を「四十人」に、「四十人」を「三十五人」に改める。

第二条のうち、高校標準法第九条第一項第三号の改正規定中「四十六・二」を「四十二・九」に、「六十
六・七」を「六十」に、「百」を「九十」に改め、同項第四号の改正規定中
「九学級から十七学級までの課外活動時間」を「十八学級から二十学級までの課外活動時間」と改め、

九学級から十七学級までの課
十八学級から二十学級までの
二十一学級から二十九学級ま

「九学級から十七学級までの課程
一十八学級から二十九学級までの課程
を
一
二
三

に改め、同項第六号の改正規定中

六学級から八学級まで

二学級から八学級まで

「一學級から三學級まで
を
四學級から十一學級まで

生徒の数が五十一人以上の」を削り、「二」を「二」に改める。

第二条のうち、高校標準法第十条の改正規定を次のように改める。

第十條中「四分の三を乗じて得た數（一未満の

端數を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。「を」一を乗じて得た數に改める。

第二条のうち、高校標準法第十一条第二号の表の改正規定中「それぞれ」を「の学級数の合計数が十五学級以上の課程について」を「それぞれ」を「の数に」を乗じて得た数に改める。

第二条のうち、高校標準法第十二条第一号の改正規定中「九分の一を乗じて得た数」の下に「(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。)」を加える。

第二条のうち、高校標準法第十四条の改正規定中「九人」を「八人」に改める。

第二條のうち、高校標準法第十七條第四号の表の改正規定中「二」に「を」「三」に「に」「三」に「を」「四」に「に」「四」を「五」に改める。

を加える。

附則第一項中「昭和五十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項から第四項まで中「昭和六十六年」を「昭和五十九年」に改める。

附則第六項中「昭和六十六年」を「昭和五十九年」に改め、同項を附則第七項とする。

に、「第二条の規定による改正後の公立高等学校の
附則第五項中「昭和六十六年」を「昭和五十九年」

設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（次項において「新高校標準法」という。）を

〔高等学校の学級編制の標準に關する経過措置〕
附則第四項の次に次の一項を加える。

5 公立の高等学校の一学級の生徒の数の標準に
ついては、昭和五十九年三月三十一日までの間
は、第二条の規定による改正後の公立高等学校
の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に關
する法律（以下「新高校標準法」といふ。第六條
の規定にかかわらず、生徒の数の推移及び学校

施設の整備の状況を考慮し、同条に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(昭和五十五年度における義務教育費国庫負担法等の規定の適用)

昭和五十五年四月一日から適用されたものとみなして、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）その他の法令の規定を適用するものとする。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費としては、初年度約四百三十億円の見込みである。